

平成31年3月

中札内村議会定例会会議録

平成31年3月4日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大和田貢一君	書記	木村優子君
--------	--------	----	-------

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所管事務調査報告
日程第 6		閉会中の所掌事務調査
日程第 7		村政・教育行政執行状況報告
日程第 8		平成 3 1 年度村政・教育行政・農業委員会執行方針
日程第 9	報告第 1 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第 1 0	承認第 1 号	北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分の承認について
日程第 1 1	承認第 2 号	平成 3 0 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第 1 2	議案第 1 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 2 号	中札内村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 3 号	債権の放棄について
日程第 1 5	議案第 4 号	平成 3 0 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 1 6	議案第 5 号	平成 3 0 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 1 7	議案第 6 号	平成 3 0 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 1 8	議案第 7 号	平成 3 0 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 1 9	議案第 8 号	平成 3 0 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 2 0	議案第 9 号	平成 3 0 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と4番中西議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

中井議会運営委員会委員長、お願いをいたします。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。

平成31年中札内村議会3月定例会について、2月22日、全委員、副村長及び総務課長出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容を報告いたしますので、会議運営についてご協力をお願いいたします。

まず、会期につきましては、本日から14日までの11日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が1件、承認が2件、議案が18件であり、報告は「損害賠償額の決定についての専決処分」について、承認は「北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分」と「一般会計補正予算の専決処分」についてであります。

議案については、「条例の新規制定」が1件と「条例の一部改正」が4件、債権の放棄について1件、「一般会計及び特別会計の補正予算」が6件、平成31年度各会計予算に係る審査が6件となっており、そのほか、村政及び教育行政執行状況報告と平成31年度村政、教育行政並びに農業委員会執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「新庁舎建設調査特別委員会報告」並びに「所掌事務調査通知」であります。

なお、意見書・請願等では、陳情1件が提出されていますが、資料配布といたしました。

報告1件と承認2件、議案18件のうち議案第1号から議案第9号までの9件については本日の本会議での審議としてください。

平成31年度一般会計及び特別会計予算案6件と予算関連条例3件の審議にあたっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議

規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いいたします。

なお、新年度各会計予算案等は、3月11日から13日までの3日間での審議としてください。

一般質問は、3名から3問の通告がありましたが、これにつきましては、8日に行う予定でありますので、質の高い政策論議となりますようお願いいたします。

なお、開議時刻は、時間を変更し夜間での実施とし、午後6時からの実施として下さい。

以上、協議内容についての、ご報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの11日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、中札内村新庁舎建設調査特別委員会から報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

中井特別委員会委員長、よろしく願いをいたします。

○中札内村新庁舎建設調査特別委員会委員長（中井康雄君） それでは、中札内村新庁舎建設調査特別委員会調査報告を行います。

本特別委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則77条の規定により報告いたします。

付帯事件は「新庁舎建設について」であります。

調査実施期日は記載のとおりですが、平成29年9月7日の第1回委員会から、延べ10回の委員会を開催、3町への新庁舎視察調査、村長への提言2回を行うなど、調査・提言を行ってきました。

調査の結果ですが、本特別委員会は、平成29年9月7日開会の9月定例会において設置され、基本設計に着手する前に、道内で近年建設された庁舎の視察調査を行ったほか、村が作成した「中札内村新庁舎建設基本構想・基本計画」について説明を受け、その内容につい

て調査を行いました。

設計業者がプロポーザル方式により決定した後は、設計者とのワークショップでの意見交換を行い、さらには基本設計進捗の節目ごとに説明を受けるなどの調査を行ってきました。

まもなく実施設計も完了することから、今議会において本特別委員会のこれまでの調査結果について報告いたします。

平成29年9月25日の第2回委員会では、「中札内村新庁舎建設基本構想・基本計画」について理事者及び担当職員から建設場所、建物概要、予算概要などについて説明を受け、それに対する委員会としての意見をまとめ、基本設計実施に当たって参考とされるよう村長に通知いたしました。

内容は、建設地が移転されることから跡地利用についても並行して議論すること、村民が隔たりを感じない執務空間を創設すること、防災拠点としての機能の充実を図ること、日本で最も美しい村を意識した景観形成を検討すること、事業費が割高となる議場の多目的利用の必要性と利用見込みを整理することなどであります。

平成29年10月31日には岩内町と黒松内町を訪問し、近年完成した新庁舎の視察調査を行いました。

帰村後、この視察調査の結果についてまとめ、前段での報告と同様に、基本設計作成に当たっての参考とされるよう村長に通知いたしました。

内容は、主に参考となる調査結果であり、住民目線にたった窓口機能や案内表示のあり方、具体的防災機能や施設機能の内容、太陽光発電とヒートポンプの自然エネルギーの採用によるメリット・デメリットにつて、議場の多目的利用の実態についてなどであります。

平成30年2月26日に行われた新庁舎建設基本設計プロポーザルにおいて、株式会社青土が基本設計事業者として選定され、その後に意見交換及びヒアリングという形式で、新庁舎設計方針についての本特別委員会の考えを示す機会があり、これまで調査しまとめた結果を伝え、基本設計の内容に反映されてきたと感じています。

また、住民や役場職員とのワークショップも行われ、住民目線での意見や執務する職員からの意見も反映されるなど、対話型で基本設計が進められました。

基本設計の実施期間中には、完成後間もない当麻町新庁舎を株式会社青土も同行し視察調査を行い、特に多目的利用とした議場の造りや議席等の備品配置方法は大いに参考となるものでした。

その後、基本設計進捗の節目で、3回にわたり設計概要について、理事者、担当職員及び設計者から説明を受け、来客出入り口の2カ所配置の必要性、議場関係室の配置や機能などについて意見し、その内容も基本設計に反映されました。

完成した基本設計は中札内村の人口・自治体規模に合ったつつましい計画内容であり、本特別委員会の調査内容等が考慮されており、村民説明会やパブリックコメントの手続きも経られるなど、広く合意形成に努められ完成したものと評価いたします。

まもなく実施設計の完成を迎え、より具体的な内容が明確となりますが、住民目線に立った親しみやすく利用しやすい庁舎であること、花とアートの村と日本で最も美しい村にふさわしいデザインや景観への配慮、ライニングコストの軽減化などを最終精査されるとともに、具体的な建設概要及び建設費の詳細について、随時、議会に対して説明を求めたいと思います。

また、村民に対する情報提供にも引き続き努めるようお願いいたします。

本特別委員会は、5月1日の改選期を迎えることもあり、この報告をもって調査を終了しますが、工事の発注後も、議会の機能が最大限発揮できる新庁舎となるよう関わっていく必要があります、改選後の議会でも新庁舎建設特別委員会を改めて立ち上げられ、調査の継続を望むところであります。

以上で、中札内村新庁舎建設調査特別委員会の調査報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 本特別委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、質疑を省略し、これをもって報告済みといたします。

◎日程第6 閉会中の所掌事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第6、閉会中の所掌事務調査を議題といたします。

局長、説明をお願いいたします。

○議会事務局長（大和田貢一君） それでは、赤ナンバー4、議会運営委員会の所掌事務調査通知書についてご説明いたします。

今後1年間の閉会中における委員会活動について議長に通知するものですが、事項は議会運営委員会の所掌事務調査で、目的は、議会運営に関する事項。

議会の会議規則・委員会条例等に関する事項。

議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員4名で、期間は、1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第7 村政・教育行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第7、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたのでこれを許したいと思います。

はじめに、森田村長、お願いいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について3月1日、イタリアで開催された世界ジュニアスピードスケート選手権大会に出場した戸水謙一郎さんをはじめ、全国中学校スケート大会女子1,500メートルで優勝した真野美咲さん、国民体育大

会冬季大会スケート競技会男子1, 000メートルで第3位となった佐竹柊真さんに対し、表彰をさせていただきました。

また、他の模範となる功績を讃え、世界大会に出場された戸水さんの懸垂幕を役場庁舎へ掲げる予定であります。

職員の防災に対する組織力向上を図るため、2月21日農村環境改善センターにおいて、大規模地震の災害を想定し、災害対策本部における各職員の任務を認識させるとともに、災害発生時における情報収集や災害の対応について学ぶ防災訓練を北海道危機対策課の協力により、村職員32名が参加のもと実施いたしました。

企画財政グループについてですが、ふるさと納税については、村内事業者の協力による返礼品の充実や申込サイトの拡充により、現時点で寄附額は4,500万円を超え、前年度実績の2倍以上となっております。

今後も、返礼品の充実や情報発信に努め、ふるさと納税制度を通じた中札内村、中札内村製品のPRに努めてまいります。

地方創生の関係では、中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間検証を行っております。

また、東京23区と全国の自治体による広域連携プロジェクトの一環として、1月19日から2日間、東京都墨田区で北海道十勝展が開催され、本村から村職員と観光協会職員の2名が参加し、中札内村製品の販売を通じて、十勝地域および中札内村のPRを行いました。

今後、本格的な連携事業実施に向け、十勝町村会が中心となり検討を進めることになっております。

景観の取り組みについては、2月18日に景観まちづくり委員会と中札内高等養護学校教職員との景観懇談会を行い、他の自治体と比較した村の景観の良さなどについて意見交換を行いました。

ふるさと会活動では、帯広中札内会の総会が3月1日に開催され、関係団体の皆さまとともに出席し、村の現状報告や情報交換など有意義なひと時を過ごしてまいりました。

明後日3月6日には、南十勝夢街道プロジェクト推進協議会主催の人材育成事業として、「厳冬の災害対策」をテーマに、日本赤十字北海道看護大学教授で北海道防災教育アドバイザーの根本昌宏教授による講演会を予定しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

国民年金関係では、今年60歳、65歳となられる皆さんを対象に、昨年の12月8日、帯広年金事務所職員を講師としてお願いし、年金制度の説明会を開催いたしました。

衛生関係では、十勝圏複合事務組合における一般廃棄物新中間処理施設整備に向け、処理方式や環境保全などの専門的な意見を聴取するため、学識経験者4名からなる有識者会議を設置し、検討を行っております。

労働者雇用対策ですが、冬期雇用特別対策事業は、季節労働者の皆さんを対象に募集を行った結果6名を雇用し、2月1日から保安林の雑木処理などに従事していただいております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、年末の燃料価格の高騰により、12月定例会において追加補正を行い、1月18日までの申請期間で実施いたしました福祉灯油事業は、非課税である高齢者世帯および障がい者世帯など243世帯を対象に、2万円分の灯油購入券または共通商品券による支給を終了しております。

今年度をもって計画期間が終了する「中札内村地域福祉計画」は、昨年9月に委員16名を委嘱させていただき、計画策定委員会の中に2部会を構成し、計画内容を詳細に審議いただきました。

まとめられた計画案につきましては、1月31日付けで答申を受け、その後、パブリックコメントの手続きを踏んで、平成31年度から5年間の計画として策定いたしました。

次に、保健グループについてですが、本村においても、年末・年始に感染者が増加した季節性インフルエンザの予防接種ですが、2月15日現在、児童・生徒は対象者616人のうち339人が、65歳以上の高齢者は対象者1,139人のうち642人が予防接種を受けております。

七色献立プロジェクトの関係では、文化創造センターにおいて、北斗病院特別顧問の難波清氏を講師に迎えて「食と健康講演会」を開催。

食生活改善の実践者の養成を目的とした「食と健康なるほど講座」は、12月にかけて約2週間、6日間のカリキュラムに14名が参加いただきました。

また、今年度の「タニタ式健康ポイント☆スタート事業」は、半年間の事業期間を締めくくる「修了セミナー」と「記念講演会」を2月17日に文化創造センターを会場に開催しております。

次に、保育園についてですが、昨年度より外部講師を招き、概ね月1回程度のカリキュラムを組み実施する、体育指導とサッカーボールによる遊びの指導については、園児の身体づくりや体幹を鍛える目的以外にも、挨拶や一定のルールを通した規律と自主性、集団行動におけるチームワークの大切さを知るなどの効果が感じられており、今後も取り組みを継続してまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成30年の農業粗生産高確定額が発表され、農産・畜産合わせて134億7,215万円に達し、10年連続で100億円を超え、昨年に次ぐ過去2番目の生産高となりました。

農産では、6月から7月上旬の日照不足や長雨の影響により、小麦の収量は昨年を下回ったものの品質は良好であり、平年並みの生産高となりました。

また、豆類、馬鈴しょも生育の停滞がみられ、一部収量で昨年を下回る状況となりました。

なお、ビートは平年並みの収量で糖分も高く、生産高は前年を若干上回る結果となりました。

農産物全体の粗生産高は、前年比3.2%減の56億6,474万円となりました。

畜産では、生乳は単価も値上がり傾向で推移し、生産量も前年を上回っていることから、生産高も前年度を上回る結果となりました。

一方、鶏卵と肉豚では単価が下がっているほか、昨年3月の大雪で豚舎の一部に被害が出たこともあり、畜産全体では前年比2.8%減の78億741万円となりました。

生育期に天候不順にみまわれた中、このような結果を出された中札内村農業の力強さを感じるとともに、ご苦労された生産者の皆様さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、農業担い手育成センターの取り組みとして、12月15日に農業青年との婚活パーティーを帯広市内で開催し、村内から6名の農業青年が参加しております。

また、地域担い手育成総合支援協議会の取り組みとしては、営農セミナーを2月28日に開催し、株式会社北海道有機認証センターGAP上級審査員の澤井潤子さんをお迎えし、G

ＡＰの基礎的内容や具体的な事例等について講演をいただいております。

食育・地産地消の取り組みでは、子どもたちに料理を通して、食の大切さとつくることの楽しさを実感してもらうため、２月２日に癒食Ｋｉｔｃｈｅｎ主宰で野菜ソムリエの三浦智代江さんを講師に招き、親子料理教室「手づくりごはん楽校」を開催しております。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土・除礫及び苗木購入補助で、合わせて約３０８万円の見込みとなっております。

大規模草地育成牧場については、１０月から冬期舎飼を受け入れておりますが、現在は約６５０頭程度で推移しております。

また、旧牛舎の給餌舎に設置した連動スタンションは、１２月１４日に工期を終え設置を完了しております。

商工関係のうち中小企業対策では、２月までに申請のあった中小企業振興資金の利子補給で２８事業者、保証料補給で１３事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、２５事業者に対してそれぞれ助成を行います。

観光関係では、１２月までの期間、道の駅において株式会社阪急交通のバスツアーの受け入れを行い、道外からのツアー客３，１９３人に来場していただきました。

また、観光協会では、１月２７日に道の駅において「なかさつない冬まつり」を開催し、雪中宝さがしゲームやスノーラフティング体験などのイベントを行っております。

今年は農協青年部や七色献立プロジェクトとタイアップし、トラクターの無料試乗会や食育スタンプラリーなどの取り組みも行っております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪関係では、今冬の降雪量は平年を下回っていることから、除雪の出動回数は例年より減少し、排雪作業においては実施に至らない状況となっております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で６件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規分として１５件を認定しております。

村営住宅入居関係では、２回の公募で５件、随時募集住宅で２件の入居を決定しております。

下水道関係では、中札内村浄化センター返送流量計ほか計装設備更新工事及びポンプ室水位計・流入計更新工事が完成しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、高橋教育長、お願いいたします。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、１２月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）は、２月２７日に第５回の会議を開催し、各学校部会の報告や来年度の活動計画などについて協議を行いました。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。１月５日から７日まで、苫小牧市で開催された第４９回北海道中学校スケート大会に６人の生徒が出場し、女子２，０００メートルリレーで優勝、学校対抗でも準優勝となり、個人でもそれぞれが優秀な成績を収め、６人全員が全国大会への出場権を獲得しました。

２月２日から２月５日に長野県エムウェーブで開催された第３９回全国中学校スケート大会では、５人が決勝進出を果たし、男子１，５００メートルで鎌田皓哉さんが５位に入賞、女子では、真野美咲さんが１，５００メートルで優勝、３，０００メートルで２位となり、

女子学校対抗では初優勝を果たしました。

村ではこの快挙を祝い、2月12日から役場庁舎に懸垂幕を掲げ栄誉を讃えています。

社会教育活動では、1月13日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、計36人が集い、友人との再会を喜び合い、新成人としての自覚と決意を新たにすることができました。

スポーツ賞及びジュニア文化賞等は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に計11個人2団体を、文化賞、文化奨励賞、ジュニア文化賞並びにジュニア文化奨励賞に計13個人1団体の受賞を決定し、3月1日に表彰式を行いました。

交流事業関係では、10回目を迎えた中学生川越市訪問交流事業で1月10日から13日まで1年生12人が川越市を訪問し、ホームステイでの交流、博物館や美術館などの見学、市長表敬訪問、初雁中学校生徒のガイドによる川越のまちの見学、高階中学校では中札内村と中学校の紹介や生徒との交流などを行ってきました。

国際交流派遣研修事業は、今年度からハワイ州のエバマカイ中学校との相互交流に向け、3月24日から31日までの日程で、生徒7人と通訳を兼ねたALT及び引率者2人の計10人が、12月から10回の事前研修を重ね渡米します。

ホームステイや授業体験、日本食の紹介、地域のボランティア活動など、現地でのこれらの貴重な体験が、国際理解や語学力向上のきっかけとなることを期待しております。

次に、体育関係事業であります。昨年12月9日に「村民スポーツゲートボール大会」でこけら落としを行った屋内多目的運動施設では、団体の利用でゲートボール協会と野球少年団、個人でもテニスなどによる申し込みがあり、利用者にも好評で、1月・2月の稼働日は90%と高く、本年度は村民の利用に限定して受付をしております。

村民スポーツ大会では、1月20日にミニバレー大会、2月12日・13日にフロアカーリング大会、2月17日に卓球大会を開催しております。

各種教室では、「小学生スキー教室」を2月21日から23日に実施し、児童28人の参加を得ております。

次に、文化創造センター南側敷地に造成予定でした歩くスキーコースは、例年になく降雪量が少なく、コース整備ができないため、今年度の利用を中止させていただきました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで各執行状況の報告を終わらせていただきます。

◎日程第8 平成31年度村政・教育行政・農業委員会執行方針

○議長（高橋和雄君） 日程第8、平成31年度村政執行方針・教育行政執行方針・農業委員会執行方針について、村長、教育長、農業委員会会長から発言を求められていますのでこれを許したいと思います。

最初に森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 平成31年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私が村政執行の重責を担わせていただきましてから、1年と8カ月が経過いたしました。

人生100年時代と言われる超高齢化社会や少子化に起因する人口減少、世界的に関心が高まる環境の維持など、難しい社会的課題が山積するこの大切な時期に、改めてその使命と責任の重さを認識し、皆さまの付託に応えるべく、自らを律し、本村の振興発展と村民皆

さまの幸せのために全力を尽くす所存であります。

また、行財政運営を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、国の動向を見極めながら、当村の基幹産業である農業を中心とする地域経済を支え、定住人口の確保や観光振興など、まちづくりに着実な歩みを進めてまいります。

そのため、次年度は中札内村らしさを特徴づける「日本で最も美しい村」をまちづくりの柱とし、健康な村の実現、文化の香りあふれる村の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

さらには、村民の幸せを第一に現場に足を運び、村民の声を聞く、「村民第一、現場主義」を基本に、「共に支えあう共生の村」、「活気にあふれ成長する村」、「未来へ前進する希望の村」を目指して、職員と一丸となって不断的努力を続けてまいる所存であります。

最初に、平成31年度予算の概要について申し上げます。

平成31年度の国の予算については、「人づくり革命の実現」のための幼児教育の無償化に伴う財源の確保や社会保障の充実、「地方創生の推進」のためのまち・ひと・しごと創生事業費の確保、「防災・減災や国土強靱化」のための3カ年緊急対策の推進や公共施設等の適正管理の推進などが掲げられております。

地方財政対策については、国は平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本としており、本村の平成31年度の地方交付税は、一部財源を留保し、臨時財政対策債9,700万円を含む総額約16億2,188万4,000円を見込んでおり、前年度とほぼ同水準という状況で、引き続き厳しい財政運営が想定されます。

このような情勢の中、第6期中札内村まちづくり計画後期基本計画の2年目となる31年度の予算編成は、村長公約とまちづくり計画の着実な実行を図るとともに、人口減少社会の中で持続可能性を高めるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みを推進し、すべての村民が安心して暮らせる村づくりを進めてまいります。

また、普通建設事業では、新庁舎建設工事や消防庁舎設計委託に加え、各公共施設の老朽化や道路・水道などインフラ設備の老朽化への対応が必要となっており、国の財政支援や特定目的基金を活用しながら、公共施設の長寿化対策を進め、限られた財源の中で今後も安定的な住民サービスを継続するための施設整備と維持管理を行ってまいります。

これらの方針に基づいた一般会計の予算規模は45億7,410万円で、前年当初予算と比較して、3,580万円、0.8%の増に、また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計をあわせた総額は、60億4,770万円、7.2%の増となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、「みんなで歩む協働のまち」であります。

まちづくり基本条例の基本理念に基づく協働のまちづくりを進めるため、「自助・共助・公助」の融合により、村民が主体的にまちづくりに参加できるよう住民目線に立った「情報共有」を徹底し、夢と希望に満ちた活力あるまちづくりを展開してまいります。

村民との情報共有を図るため、SNSを含めたインターネットや防災情報無線などさまざまな情報媒体を活用し、迅速で的確な行政情報の発信に心がけてまいります。

このほか、まちづくりトーク、行政区長会議、茶話会、地域担当制、情報宅配便、各種団体との懇談会などを積極的に活用し、村民との意見交換の場を設けてまいります。

職員の資質向上については、政策形成能力や意思決定能力、法務能力などのスキルアップ

を行い、急速な時代の変化に対応できる人材育成を図るため、人材育成基本方針に基づいて研修等の取り組みを進めてまいります。

現代のストレス社会に対応するため、職員の心身の健康管理にも取り組んでまいります。

また、職員が能力を発揮できる人員配置と重点施策におけるプロジェクトチーム設置を行い、地域課題の解決に向けた職員間の連携強化を目指してまいります。

第2は、「健康で人にやさしいまち」であります。

少子高齢社会がますます加速し、私たちの生活する地域社会においても、個人の自由や人との距離を置く生活スタイルが優先され、地域住民の相互のつながりが薄れてきております。

このような中、地域住民の生活を支えるためには、公的な福祉サービスの充実以外にも、住民を主体とした助け合いや支え合いの仕組みづくりが重要であるといえます。

また、女性の就労の機会増加やライフスタイルの多様化などに伴い、子どもや子育て世帯を取巻く環境が大きく変化しております。

このため、少子化・子育て支援対策を重点に置き、地域で安心して子育てできる環境づくりに、継続して取り組んでまいります。

母子保健関係では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を支援するため、妊婦健康診査の費用と交通費の助成により、出産を控えた家庭の負担軽減を図るとともに、妊娠期からの健康づくり、出産・子育てに向けた準備のための教室、個別相談などの支援を継続してまいります。

また、子育て支援センターとの連携により、産前・産後から子育て期まで切れ目のない支援を実施してまいります。

子育て支援関係では、幼児期からの学校教育や保育、子育て支援の拡充などを進めるため、「中札内村子ども子育て支援事業計画」に基づき事業を推進してまいります。

保育園関係では、地域における保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供を心掛けるとともに、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。

子どもたちの健康な身体づくりと、幼児期において必要なカリキュラムの研究を継続し、スムーズな就学に向けて小学校との連携に努めてまいります。

高齢者福祉施策であります。本村人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、平成31年1月末現在29.0%となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり健康で安心して自分らしい生活を営むことができるよう、身体など状態の変化に応じた、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが、適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、介護を必要としない健康な高齢者が増えるよう、個々の状態や運動レベルに応じたクラス別による介護予防教室を継続するほか、認知症の疑いがある方をできるだけ早い段階で発見し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

また、病気などで在宅介護を受けている方やその家族、介護や認知症に関心のある方などが気兼ねなく集うことのできる「なかさつない介護カフェ」を引き続き実施し、これまでの介護経験や個人の悩みなどを自由に話していただける以外にも、必要な情報提供や講話などの対応も行なってまいります。

ポロシリ福祉会に対する補助金では、築25年となる特別養護老人ホーム恵津美ハイツの施設・設備の老朽化への対応と、利用者並びに入所される方の環境改善とサービス向上を

目的として、一定基準のもとで改修費用への助成をいたします。

障がい者福祉では、「障害者総合支援法」に基づく国の動向と「第5期中札内村障がい福祉計画」を基本として、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

健康づくりは、日常生活を送るうえで自らが認識し、自主的に実践することが基本となりますが、村民の健康を維持するためには、保健・福祉・医療が一体となった総合的な取り組みが求められます。

平成31年度からの第2期「いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画」に基づいて健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種では、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成を継続して実施してまいります。

また、予防接種法に基づく定期接種として位置づけされた風しん予防接種は、抗体保有率が低いとされる39歳から56歳の男性を対象とし、抗体検査並びに予防接種を平成31年度より3年間の期間で実施してまいります。

国保特定健診では、健診の必要性を理解いただくため、行政区などに出向き説明の機会を設けるほか、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を実施してまいります。

また、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会、各種健康教室などを効果的に実施してまいります。

制度改正から2年目を迎え、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き実施し、財政運営の責任主体である北海道との連携により安定した国保事業に取り組んでまいります。

これまで本村では、保険税率を低く抑えてきた経過があることから、北海道が行う激変緩和措置を最大限活用するなど、保険税の急激な上昇を抑制していく考えであります。

また、積極的に保健事業を推進するなど医療費の抑制にも取り組んでまいります。

各種がん検診については、積極的に受診を促し、検診による早期発見・早期治療につなげることで、重症化予防に努めます。

特に、乳がん・子宮がん検診は、年齢を特定し、無料クーポンと検診手帳をお届けするほか、対象となる年齢の方へ個別案内による受診勧奨を行うとともに、乳がん検診の受診率向上と早期対応につなげるため、未受診者と40歳以上の女性を対象として、超音波検査とマンモPE T検査を新たに追加し、費用の一部を助成してまいります。

地域全体による食育の推進と、村民の食生活改善などを目指す「七色献立プロジェクト」は、引き続き村内の生産者との協働による取り組みを推進するほか、栄養セミナーの開催に合わせ、美味しさや満足感も得られるヘルシーなメニューの調理法などを参加者に学んでもらえるよう、取り組みを進めてまいります。

また、活動量計を使った「健康ポイント事業」は、初年度に村民全体の1割を超える参加を得ておりますが、さまざまな団体の協力を仰ぎながら、さらに広く普及を目指します。

参加者自らが楽しみながら日々の活動量の計測・管理、身体の状態確認が行えるよう、継続して創意工夫を凝らした事業を展開してまいります。

労働対策では、引き続き冬期間における季節労働者の雇用対策事業を実施するとともに、「帯広・南十勝通年雇用促進協議会」との連携のもと、相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

医療体制の維持・充実については、診療所の現行体制を堅持した上で、後任医師の確保に

について引き続き情報収集に努めながら、さまざまな可能性を追求して取り組みを進めてまいります。

第3は、「人と文化を育むまち」であります。

人づくりはまちづくりの基本であるという認識に立ち、中札内村の豊かな自然や風土などの特長を生かし、あらゆる世代の人材育成に努めながら、人がふれあい、文化を育み、生きがいをもって暮らせるまちづくりをめざしてまいります。

地域の将来を担うすべての子どもたちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域社会が連携・協働して、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。

すべての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて学ぶことのできる文化・芸術、スポーツ活動の環境を整え、生きがいと心の豊かさを実感できるよう取り組みを進めてまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、協議・調整を行いながら推進いたします。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、「活力あふれる産業を育むまち」であります。

基幹産業である農業の持続的な発展を目指し、安全安心な農畜産物の生産とPR、消費拡大の取り組みを進めるほか、「日本で最も美しい村」として地域資源に位置づけられている農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各種の方策を推進してまいります。

農業を取巻く情勢は、昨年12月、TPP11（環太平洋連携協定）が、2月には日欧EPA（EUとの経済連携協定）が相次いで発効され、今後は日米の関税交渉も始まるとされております。

こうした複数の貿易協定が重なり市場開放が進む中、国内農業における影響が懸念されております。

国では農業の成長産業化と経営安定、農畜産物の安定供給のために、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく各種取り組みを進めております。

村といたしましても、こうした国の動向をしっかりと捉え、TPP等対策となる国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携し、取り組みを進めてまいります。

本村の農業振興は、「中札内村農業の発展方策」に基づき、農業支援施策の拡充を図りながら、安全・安心で良質な食糧の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成などの多面的機能を維持・促進するために、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進してまいります。

新・元気な畑づくり事業は、これまで客土・除礫、防風林対策を実施しているところですが、次年度は新たな事業メニューとして、中札内村農業協同組合と共同で浸透層設置に対する支援を行い、圃場の生産基盤向上を図る取り組みを行ってまいります。

地域担い手育成総合支援協議会では、引き続き減肥や情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業の調査、研究に取り組んでまいります。

地域担い手確保については、後継者対策として実習生の受け入れや新規就農者に対する情報の提供を行うほか、後継者の配偶者対策として、担い手育成センターが主体となり、婚活支援活動を関係機関との協力・連携により推進してまいります。

村の重点作物である枝豆に対する支援としては、確実に適期収穫ができる体制を維持するため、中札内村農業協同組合が行う枝豆収穫機械導入に対して助成を行います。

食育・地産地消は、食育推進計画・地産地消推進計画（第3期）に基づき、安全・安心な地域食材の活用に努め、農業体験や料理講習会、七色献立プロジェクトとの連携など「食」と「農業」を結び付ける取り組みを実施いたします。

また「中札内村食の推進パートナー登録制度」を推進し、「粋匠品の取扱店と食の応援団のお店」を対象にしたスタンプラリー等の実施を継続し、中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、「環境保全型農業直接支援対策事業」による減農薬や自然環境の保全に資する農業生産活動の取り組みを実践する農業者に対し支援してまいります。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区の事業実施及び札内川右岸南部地区の事業計画策定のための調査に着手してまいります。

道営農道整備特別対策事業により、中島東5線道路の路肩拡幅工事を4カ年にわたる事業計画で着手いたします。

国営施設応急対策事業では、導水管の一部入れ替え工事が継続で実施されます。

畜産関係では、平成23年度から実施してきました牛サルモネラ予防接種事業については、平成30年度までの時限立法として取り組んでまいりましたが、接種率は約80%に達し普及啓発を図るという当初の目的が達成されたと考えられることから、今年度をもって廃止することとしております。

家畜自衛防疫組合による防疫事業に対しましては、継続して支援してまいります。

大規模草地育成牧場については、昨年10月より農事組合法人カーフゲートが指定管理者として管理運営を行っております。

次年度は新たな取り組みとして夏期の舎飼を始め、発情検知器を活用した受胎率の向上や従業員の負担軽減を図る取り組みを進めてまいります。

なお、現在の牛舎では夏期の舎飼を想定した設備になっていないことから、換気扇設置工事等の各種工事を行い、適切に夏期舎飼が行えるよう整備いたします。

このほか、良質な飼料の確保に努めるため、ピョウタン牧区の一部の草地更新も行っております。

林業関係では、私有林については未来につなぐ森づくり推進事業及び公費造林事業により支援を行ってまいります。

また、新たに市町村に交付される森林環境譲与税を積み立てる中札内村森林環境整備基金を創設し、適切な運営管理が行われていない私有林に対し、適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

村有林については森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施いたします。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心とし、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊と連携し、エゾシカやヒグマ、キツネ、カラスなどの駆除に引き続き取り組むほか、特に農業被害の大きいエゾシカについては、積極的に頭数調整に取り組んでまいります。

近年、十勝圏域においてアライグマの被害が増加していることを受け、北海道と連携しながら対応してまいります。

また、寄生媒体であるキツネを介して感染が広がるエキノコックス症対策として、駆虫薬の散布により寄生率を下げるエキノコックス対策事業を今年度から実施いたします。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか、昨年度か

ら行っている小規模事業者支援推進事業への継続的な支援を行い、新規事業者の創業支援や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取り組んでまいります。

また、民間活力を活用したまちなかにぎわいづくりを創出することを目的に、まちなかにぎわいづくり事業補助金により新規店舗出店者や空き店舗への出店者などへの支援を行います。

観光振興関係では、中札内村ならではの自然、地域資源を活かした観光振興と村の魅力を最大限引き出す取り組みを進めてまいります。

特に4月から放送されるNHK連続テレビ小説「なつぞら」の舞台は十勝であり、昨年、シーンの一部が本村でも撮影されたことから、応援推進連絡協議会と連携を図りながら、村内でもPR活動を行い、観光客の集客につなげてまいります。

また、観光協会が行う冬期間の道の駅魅力づくり事業や観光振興推進員と連携して行う桜六花公園の魅力アップ事業、道外向けプロモーション事業の実施、他市町村との連携によるインバウンドモニターツアーの誘致事業などを通じて、さらなる観光PRに努めてまいります。

札内川園地は、日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向けた動きが進んでおり、今後、観光資源としての価値が一層向上するものと期待されます。

このため、自然環境に恵まれた札内川園地の魅力向上対策を講じます。

平成28年の台風によりバンガロー5棟が流出したところですが、山岳センター西側を新たなキャンプエリアに位置付け、トレーラーハウス型の宿泊施設を設置するとともに、キャンプセット一式を貸し出す手ぶらキャンプ事業を導入し、園地内で気軽にキャンプを楽しんでいただけるよう環境整備を行います。

道の駅なかさつないは、情報発信拠点であると同時に、管内有数の観光施設でもあることから、災害対策や外国人旅行者を含めた来場者増に向けて、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境を向上させる拡張工事を行います。

合わせてテナント会や関係機関と連携を図りながら、道の駅の魅力を向上させる取り組みを進めてまいります。

花づくりの推進では、多くの方に花づくり活動に関心をもってもらう取り組みを行いながら、花づくりの会のご協力をいただき、第4回「道の駅ガーデン」を実施してまいります。

自然環境と調和し、四季折々に北海道山野草が咲き誇る民間観光施設を利用した「花咲くコンサート」については、内容を拡充して継続開催いたします。

4回目となる事業は、文化の村づくりのシンボルの一つと明確に位置づけて展開いたします。

村の魅力を生かして交流人口の増加につなげるとともに、村民にも親しまれるイベントになるよう進めてまいります。

第5は、「自然豊かで快適に暮らせるまち」であります。

村民が健康で安心して暮らせるよう、本村の豊かな自然環境や美しい景観の保全に配慮するとともに、自然と生活環境が調和する快適なまちを目指してまいります。

コミュニティバス「くるくる号」については、地域における安心な暮らしの確保のため、「村民の足」として親しまれ、愛されるバス事業を目指します。

市街地区と農村地区における運行時刻や路線経路、停留所などについて意見をいただきながら、利用される方にとって使いやすいサービスを追求してまいります。

景観形成については、「日本で最も美しい村」を柱に、優れた自然環境や美しい農村景観

など、恵まれた資源を守り育てていくため、「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」に基づき、景観を次代へ継承する認識を持って、村民が主体的に活動する環境づくりを進め、景観や環境を守る地域づくりを推進してまいります。

防災対策の強化については、昨年9月に起きた「北海道胆振東部地震におけるブラックアウト」の経験をもとに、必要な取り組みを進め、自助・共助の重要性から、地域防災組織の設立を促すとともに、いざというときに備え、村民、消防、関係機関と連携した防災訓練を実施いたします。

役場新庁舎建設については、実施設計に基づき、旧中札内保育所跡地に2カ年の継続事業による工事を進めてまいります。

また、とかち広域消防事務組合において、勤務形態の統一及び隔日勤務体制の2部制5名当務を行うにあたり、宿日直の整備が必要になるため、消防庁舎の増改築に伴う設計業務を進めてまいります。

公園管理関係では、中札内村公園利活用検討委員会を継続し、公園のあり方について調査・研究を行ってまいります。

また、中学生模擬議会の提案を受け止め、公園調査やアンケートから施設整備を必要とする公園トイレの改修工事を施工し、環境整備に努めてまいります。

道路整備関係では、改良舗装工事等により4路線の工事を実施するほか、村道縁石取替工事及び村道植栽補植工事を施工するとともに、クラックの補修・修繕などによる環境に配慮した維持管理に努めてまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づく保全工事として、恵津美橋と西札内の区画外橋の補修工事を施工してまいります。

河川管理関係では、札内川園地普通河川（函の沢）の護床整備を実施し、観光地の景観保全及び安全確保に努めてまいります。

さらに、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、草刈りや床ざらいを行うなど、良好な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策では、引き続き重要施策の一つとして、移住・定住支援メニューの情報提供に注力します。

良好な居住環境創出のため、中札内スタイル住宅の普及を目指すほか、ヴィレッジときわ野第4次分譲地の販売を推進するため、積極的なPR活動を行ってまいります。

公営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画に基づき、中札内団地3棟12戸、新札内団地3棟6戸の長寿命化改善工事及び居住性向上工事を進めてまいります。

水道関係では、札内川の原水高濁度の状況における浄水確保のため、南札内浄水場ろ過池に流入原水前処理施設を整備し、原水処理能力の強化を図るとともに、安定的な浄水の確保に努めてまいります。

また、国が求める公営企業会計への取り組みとして、4年後に移行するための初年度として準備を進めてまいります。

下水道関係では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道施設長寿命化計画に基づく機器等の更新工事を進めるとともに、新たにストックマネジメント計画を策定してまいります。

また、国が求める公営企業会計への移行については、水道事業と同じく準備を進めてまいります。

空き缶のポイ捨て、ごみの不法投棄防止対策では、継続して広報紙や情報無線などによる

周知、啓発及び地域からの情報収集に努めてまいります。

また、例年実施しているクリーン中札内事業を拡大し、全村あげて年間を通じた取り組みを進め、「日本で最も美しい村」の維持・発展に努めてまいります。

さらに、道内の日本で最も美しい村連合加盟自治体と連携した取り組みも進める考えであります。

ごみ処理では、ごみステーションにおける可燃・不燃ごみ等の分別や排出ルール、資源ごみの分別方法の住民周知に努めるとともに、カラス被害防止策として、行政区などとの協働により、被害を受けにくいごみステーションの加工に取り組みます。

また、生ごみの収集・資源化、家庭で使われなくなった古着等の回収事業の継続などにより、ごみの減量化や資源のリサイクルにも積極的に取り組んでまいります。

悪臭対策については、庁内における情報共有及び関係機関との連携により、事業者等への指導の徹底、悪臭防止に関するルールづくりや啓発、消臭材料の研究の動向などの情報収集に努めます。

以上、平成31年度の村政に臨む所信の一端を申し上げます。

地方自治体の行財政環境は、今後も厳しさを増すと考えておりますが、地方創生など国や道における新たな施策や追加施策などの情報把握に努めるとともに、優先度を見極めて限られた財源の中で創意と工夫を凝らした行財政運営を目指してまいります。

中札内村は農業・食・観光など他に誇れる素晴らしい財産を数多く持った未来に広がる村であります。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、そして中札内村の出身であることを誰もが誇りに思い、自慢できる村づくりに向けて職員一丸となって全力を傾けてまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

15分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

平成31年度の執行方針についてを進めさせていただきたいと思います。

村政執行方針が終わりましたので、教育行政執行方針について、高橋教育長、お願いをいたします。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 平成31年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、昨今の人口減少や少子高齢化などの課題を乗り越え、地方創生を実現していくためには、地域を支える人材育成を担う教育の役割が重要であります。

社会が大きく変化する時代にあって、ふるさとに愛着と誇りを持ち、互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身につけることが求められています。

本村教育委員会は、第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「人と文化を育むまち」を実現するため、「中札内村教育大綱」、教育に関わる諸計画に基づき、村と連携し、引

き続き努力してまいります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓く、「生きる力」の育成を基本とし、学校・家庭・地域など社会全体で、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てる教育と、そのための教育環境づくりを推進します。

社会教育では、すべての村民が心の豊かさや生きがいを感じることができるよう、文化・芸術活動やスポーツをする機会を提供し、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を主体的に生かす環境づくりを進めます。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを発揮できる力となる「確かな学力」を身に付け、「豊かな人間性を育む」ことを重点に取り組んでまいります。

一つ目の重点目標は、「新しい時代を切り拓く力の育成」です。

「確かな学力」の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭学習の定着に取り組みます。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることを踏まえ、家庭・保育園・小中学校が連携して、子どもを育てる地域の環境づくりを進めます。

社会の変化に対応する力を育成する教育では、これからの時代を生き抜く力を身につけるため、知識及び技能の習得、思考力・判断力の育成、学びに向かう人間性の三つをバランスよく育みます。

このため、主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善を進めます。

また、事業所の協力をいただいて、社会的・職業的自律に向けたキャリア教育を推進します。

新学習指導要領に対応する外国語教育は、英語でコミュニケーションできる人を育てることを目標に、常勤の外国語指導助手による生きた英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組み、中札内・上札内小学校に、英語に慣れ親しむことができる教室環境の工夫として「イングリッシュルーム」を設置します。

また、小中学生、高校生の英語検定の受験を促進するため、検定料の助成を実施します。

プログラミング教育については、円滑な導入に向けた教職員の研修など諸準備を進めてまいります。

国際交流派遣研修事業は、アメリカ・ハワイ州エバマカイミドルスクールへの派遣と、初めてとなるエバマカイミドルスクール生徒の受け入れを予定しています。

特別支援教育の推進では、保・小・中が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センター、スクールカウンセラーの協力をいただきながら、教育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得て、きめ細かな指導と一貫して安定した支援を行います。

また、学校特別支援員を配置し、児童・生徒の学校生活や学習活動をサポートします。

学校における働き方改革の推進については、教員が健康でいきいきとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高めていくことができるように、「中札内村立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、改善を図りながら取り組んでまいります。

高等教育支援では、高校に通学するために経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成します。

二つ目の重点目標は、豊かな心と健やかな身体の育成です。

「地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育」では、学校支援ボランティアや地域住民の支援により、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、豊かな人間性と社会性を養う交流・体験事業に取り組みます。

いじめや不登校を発生させないために、子どもの変化に気づき、教職員が子ども一人ひとりと向き合い、組織的かつ速やかに対応します。

スクールカウンセラーによる教育相談や、いじめの実態調査や学校対応状況の把握など、緊張感をもって積極的に責務を果たしていきます。

特別の「教科」となる道徳については、中札内村教育研究所が策定した小中学校9年間の指導計画により、体系的な道徳教育を推進します。

また、中学校では平成30年度に引き続き、道教委から文部科学省の道徳教育推進校事業を受託し、創意工夫を生かした実践研究を行います。

「健やかな身体の成長を促す教育」では、体力の向上について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、児童生徒の体力向上のため、成果や課題についての分析を行うとともに、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てるため、スポーツに親しむ機会を増やすなど、一人ひとりの体力や運動能力の向上に努めます。

また、部活動やスポーツ少年団活動への支援と基本的な生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

「学校給食」の食材の調達は地産地消の考え方を基本とし、地場産の素材を使った「ふるさと味覚給食」や、行事食での提供を行うことで、地場食材の理解と愛着を深めるために、生産者等との給食交流を実施いたします。

三つ目の重点目標は、「信頼される学校づくり」です。

保護者や地域住民への積極的な情報提供と、教職員の服務規律遵守徹底の指導などに取り組みます。

「開かれた学校づくり」では、「地域参観日」の開催や「学校だより」の全戸配布などにより、地域住民との積極的な情報共有を行います。

「特色ある学校づくり」では、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう、学校と連携し支援を行います。

「学校力の向上を図る学校づくり」では、全教職員が学校経営方針や重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、校内研修や長期休業中の教職員研修の充実、各種研修事業への参加を促します。

四つ目の重点目標は、「地域全体で子どもを守り育てる体制づくり」です。

「地域で子どもたちを育てる環境づくり」、「学社融合による教育活動の推進」では、地域の大人が力を合わせて子どもたちをともに育てる地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）の活動を推進いたします。

また、学校支援ボランティアの登録拡大と活用、小中連携から小中一貫教育の取り組みを推進し、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの連携により、長期休業中の体験活動などを実施します。

以上、「中札内村学校教育推進基本計画」に基づく重点事項について申し上げました。

次に、学校施設整備では、学校及び給食センターの環境改善を視野に、改修計画の概要や基本的な方向性をまとめる施設整備計画を作成いたします。

なお、この計画には、文化創造センターや上札内交流館など社会教育・体育施設も含んだものといたします。

第2は、社会教育、文化、芸術の振興です。

村民の皆さまが心豊かな人生を送ることができるように、生涯にわたって学び、その成果を主体的に生かすことのできる環境づくりを進めます。

地域協働型学校づくり協議会による「共育の日関連事業」の実践により、地域の教育力を結集し、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを目指します。

子どもたちの各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、人を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るため、ジュニアアウトドアスクールなどの体験活動事業と、南砺市、川越市の子どもたちとの交流事業を実施します。

生涯学習では、諸講座の開催と、社会教育団体や村民グループの自主活動の支援など、生涯学習活動を促進します。

また、更別村と連携して、お互いの生涯学習やスポーツなどの講座への参加を促進するための情報提供に努めます。

また、「ポロシリ大学」では、学習発表会の機会の設定や、子どもたちとの交流を行います。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、芸術に親しむ機会を提供します。

また、村民主体の「文化祭」の実施や、公演等の開催支援、更別村と連携した「学校舞台芸術鑑賞」など、芸術文化の鑑賞機会の創出に努めます。

アートの村づくり推進事業では、武蔵野美術大学との連携事業「旅するムサビ in なかさつないむら」と、昭和音楽大学と連携した「音まちプロジェクト」を推進します。

児童生徒が大学生とのふれあいを通じて学ぶ「子どもアートプロジェクト」、野外及びホールで村民も参加できる「花と絵のある音楽祭」などの計画と、中札内美術村の協力により、ギャラリー「柏林」において、北の大地ビエンナーレで受賞された作家の受賞後の作品展示会を開館期間中実施いたします。

また、文化創造センターのグランドピアノについて、ふるさと納税が原資の文化振興基金を活用して更新します。

納入までに一定期間必要ですので、お披露目の場合は32年度を予定しております。

30年度から民間委託した図書館事業では、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、絵本作家講演会などの各種主催事業、学校などでの読書活動の支援や連携事業などを実践し、魅力ある図書館を目指します。

第3は、スポーツの振興です。

本村のスポーツ施設は、村民体育館、交流の杜、村民プール、屋内多目的運動施設などの屋内施設と札内川総合運動公園の野球場、サッカー場やパークゴルフ場などの屋外施設を有しており、誰もがスポーツを気軽に楽しく親しみ、スポーツを通じた交流や健康維持のため利用されています。

今後も利用者に対するサービス向上を図り、スポーツ団体や少年団活動に対して育成・支援を継続し、総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の活動支援に努め、生涯スポーツを振興します。

以上、平成31年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

した。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 平成31年度の教育行政執行方針について、高橋教育長からそれぞれ発表がされました。

次に、農業委員会会長、出羽農業委員会会長さんをお願いをいたします。

（出羽農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（出羽義幸君） 平成31年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、「有機農業の村」宣言を行い、農畜産物の「安全・安心」への対応、クリーン農業への取り組みなどを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たしてきております。

本村農業委員会は、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進して参りましたが、関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たす役割を認識し、これまで以上に、農業・農地政策に関して関係機関・団体と連携し、各種取り組みを推進してまいります。

以下、平成31年度の主要な業務について申し上げます。

優良農地の確保・有効利用の推進について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再確認し、改正された農業委員会法に基づき「農地等の利用の最適化の推進」の定めにより、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むほか、遊休農地の解消・遊休化の未然防止などの対策を一層推進してまいります。

担い手の育成対策の推進について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成確保とその配偶者対策の積極的な推進を図る必要があり、農業担い手育成センターを中心に、関係機関・団体、南十勝町村との連携を強化し対応してまいります。

農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

地域に根ざした農政活動の推進について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し、必要がある場合には企画立案を行うとともに、その推進施策を実施する行政機関に対し、施策の改善など具体的意見を提言し、地域に根ざした農地活動を推進してまいります。

情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要で

あります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用し、農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供を行ってまいります。

農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農業生産法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って、農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や、関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） これで各執行方針の説明を終わらせていただきます。

◎日程第 9 報告第 1 号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第 9、報告第 1 号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 損害賠償額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

平成 30 年 8 月 9 日、中札内きらきら保育園内遊戯室において、3 歳児クラスのサッカー中に当該園児が足をぶつける事故が発生、負傷させたもので、心よりお詫び申し上げる次第であります。

この度、本件に係る治療が終了し完治されたことにより、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により損害賠償額を決定し、加入している賠償責任保険から全額を賠償するものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） この損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みとさせていただきます。

◎日程第 10 承認第 1 号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第 10、承認第 1 号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、北海道市町村総合事務組合において、総務省より石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないとの指摘があったことから、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるよう定める規約を制定し、現行規約を廃止するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、川尻総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（川尻年和君） 承認第1号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16番の議案関係資料1ページをお開きください。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する団体が事務ごとに異なる複合的一部事務組合であります。

今回、総務省から地方自治法第285条における複合的一部事務組合は、市町村及び特別区しかこれを設置できず、北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに北海道が構成員となっている一部事務組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は、複合的一部組合である当組合に加入できないことから、早急に必要な見直しを行うよう指摘があったものであります。

これを受けて、現行規約を廃止し、新たに規約を制定するものであります。

また、今回の現行規約の廃止及び制定に併せて、本組合に加入できなくなる先ほどの3団体から、事務委託を受けられる旨を条文に加えるとともに、平成29年度及び平成30年度中に構成団体の名所変更等があった江差町ほか2町学校給食組合が江差町・上ノ国学校給食組合に名称変更、西胆振消防組合が西胆振行政事務組合に名称変更、十勝環境複合事務組合の解散に伴う削除についても併せて行うものであります。

現規約では、当組合の存立、行為の法的根拠を欠く状況になっていることから、早急に是正する必要があるため、急遽、当組合からの依頼を受けて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明は終わりました。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認されました。

◎日程第11 承認第2号 平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長(高橋和雄君) 日程第11、承認第2号、平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、昨年末のふるさと納税の申込件数の大幅増により、返礼品の予算に不足を生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、川尻総務課長、お願いをいたします。

○総務課長(川尻年和君) 承認第2号、平成30年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー9番、平成30年度中札内村一般会計補正予算、平成31年専決第2号をご用意いたします。

1ページ目をお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,315万1,000円を追加し、総額を52億8,848万6,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、平成31年2月4日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたものであります。

7ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄、まちづくり推進費事業のふるさと納税に係る追加です。

当初予算では、寄付金見込額を2,000万円を計上していましたが、12月定例会でご説明を申し上げたとおり、ふるさと納税の寄付金が11月末現在で2,000万円を超えていたことから、平成30年度において寄付金見込額を3,000万円と推算し、ふるさと納税に係る返礼品の郵便料について、12月定例会で増額補正を行ったところであります。

しかし、年末におけるふるさと納税の申し込み件数が見込み以上に大幅な増となりました。

昨年度の実績の2倍を超える4,700万円余りとなったことから、3月末まで、ふるさと納税寄付見込額を4,800万円と推算し、返礼品に係る報償費、郵便料、手数料、委託料等の総額1,315万1,000円を追加したものであります。

歳入であります。6 ページ、地方交付税の普通交付税 1, 3 1 5 万 1, 0 0 0 円を歳出に見合う額として追加し、調整しているものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

承認第 2 号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

承認第 2 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第 2 号、平成 3 0 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 2 号は承認されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第 1 2、議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

総務省より、時間外勤務手当の算出に用いる勤務 1 時間あたりの給与額の算定基礎について、適切に対応するよう通知があったことから、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） 議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 1 6 番の議案関係資料、3 ページをお開きください。

今回の一部改正については、時間外勤務手当の算出基礎の基礎額の改正となります。

時間外勤務手当については、労働基準法に基づき算出しておりますが、労働基準監督署から、ある県の給与条例に準用する独立行政法人に対して、時間外勤務手当の算定に係わる是正勧告がなされました。

これに伴い、総務省から適切な算出をするよう情報提供があり、これを受けて、本村の算

定方法を確認し、算定基礎となる賃金の対象手当が含まれていないことから、法令順守をするため、条例改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

先に述べた労働基準法を順守するため、時間外勤務手当の算出方法について、第13条の2を新たに規定を設けたことから、第10条第1項、第2項、第4項及び第5項、第11条第2項並びに第12条中における引用条項を第13条から第13条の2に改めるものです。

また、新たに規定を設ける第13条の2については、時間外勤務手当の基礎となる給与額の算定項目であります。

時間外勤務手当の基礎は、第6条の3第2項に規定する住居手当と、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例に基づく寒冷地手当を給料の月額に加えた額で算出することを決定するものであります。

なお、この条例については、附則のとおり、平成31年4月1日より施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 内容については理解をいたしました。

ただ、1、2点お聞きをしたいわけですが、第13条の2のところに、時間外手当の基本的なものが、給料の月額、あるいはまた、6条の3第2項に規定する手当ということでちょっと見てみますと、持ち家手当ですね。

それから、（3）として寒冷地手当の月額と、こういったことで積算をして、1時間当たりの時間外勤務ということで出すのですが、そこでちょっと単純的に思うのは、借家と持ち家と入居している職員の格差というのかな。

何かこの辺に、国で基準設けていますからそうだと思うのですが、何かこの辺の理屈がどういうことでこういう基準になったのかということと、これを導入することによって値上げになるわけですが、値上げ率がどの程度になるのかという、この辺をちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） まず、持ち家手当の部分については、算入することになります。

それと、住宅によって、賃貸住宅、そういったような住宅の形態で家賃が変わるものについては、今回算入しないというような形になります。

この部分につきましては、総務省の中、基本住宅形態ごとに一定の定額支給するものについては、いわゆる家賃、住宅の形態によって家賃が変わります。

そういうものについては該当にならないということになります。

それと、持ち家手当につきましては、基本的に居住する必要な住宅の購入もしくは管理などに必要とする費用と、こういったものがこの中に該当するということになりますので、持ち家手当につきましては、この給料の月額と足して計算することになります。

それと、持ち家手当と寒冷地手当が算入してどれぐらい上がるかということについてですけれども、基本的に4月から10月については持ち家手当の算入ということになります。

概ね95円ぐらいでプラスになります。

それと、11月から3月までにつきましては、寒冷地手当も算入することになります。

もっとも、寒冷地手当につきましても、世帯主、準世帯主で金額が違うものですから、最大でプラス305円ということになります。

1時間当たりの単価が305円プラスされるということになります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 国の基準で改正するわけですから、どうのこうの言っても仕方がないのですが、何か単純的に、いわゆる職員の中でも持ち家持っている人いるよね、あるいはまた、借家に、公営住宅だとかいろいろ住んでいる人もいる。

寒冷地手当もそういうことで上下があるのですが、なぜここで1時間当たりの時間外の中に職員が高い人と安い人、若干の金額ですけども、そういう格差付けなくて、一律に上げるべきでないのかなというふうにちょっと思うのですが、その辺に何とか理由があるのでしょうか。

ちょっと今の総務課長の例から行くと、ちょっとまだ理解できないのですが。

そういった具体的なものが連絡なければいいですけども。

それで、管内町村も同じような状況だと思うのですが、その改正の実態というのかな、もし掴まえておられれば報告をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の今、質疑のあったものについてお答えしたいと思います。

管内の状況ということでありますけども、今、13市町村においてすでに改正をなされていると。

4月1日からは、これまでの調べる中で、十勝管内全町村が改正するというような情報を受けているところでございます。

しかしながら、帯広市もしくは音更町につきましては、持ち家手当がございません。

そういったところは算入しないということになります。

○議長（高橋和雄君） こういうふうになった理由というのは分からないのですか。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 確かに黒田議員がおっしゃるとおり、給料に加算される手当というのは、これは今説明でプラスさせていただいたのは寒冷地手当と住宅手当と。

言ってみれば、ほかにも扶養手当だのいろんな手当が付いているケースがある。

ただ、労働基準法で定めている割増賃金に算入することができる手当というのが寒冷地と住居。

これを給料にプラスして1時間当たりの単価にすることができるというふうな。

ただ、住居についても、一定の定額をもって支給するもの、つまり、持ち家手当以外の住居手当は、その入っている住宅によって個々変わることに。

足切りがあつたりだとか、その何分の何という具合になっているわけで、そういったものは一定の定額で支給しているものとは判断をしませんので、それは割増賃金の対象外と。

単に法律上の取扱いでそういうふうになっているということでございます。

一応、今回労働基準法から外れたような形に本村なっていたということもあって、それに合わせるということで寒冷地手当と持ち家の分だけは算入して計算をすることにしようということで、職員間のその不公平感を是正するという観点よりも、もともとそういった法律であったところがされていなかったことに基づく改正ということでご理解をいただきたい

というふうに思うところであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

討論を行います。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

12時になります。

暫時休憩をいたします。

1時から再開をさせていただきます。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

日程13から始めさせていただきます。

◎日程第13 議案第2号 中札内村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第13、議案第2号、中札内村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年6月27日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び平成31年1月30日に公布された「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、災害援護資金の低い利率での貸付け、月賦払い、及び保証人がいない場合であっても貸付けが可能となったことを踏まえて一部改正を行おうとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、坂村住民課長、お願いします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー16番、議案関係資料8ページをお開きください。

新旧対照表により説明をさせていただきますが、前ページ、6ページ、7ページもご参考いただけるよう、よろしくお願いいたします。

災害援護資金の貸付に関する法律・政令の改正により、被災者ニーズに応じた災害援護資金の貸付を市町村の政策判断に基づいて実施することができるようになったことにより、改正しようとするものであります。

具体的な改正の概要ですが、まず、条例第14条において、今まで必ず保証人を付すこととされておりましたが、申請者の選択により保証人を立てなくても貸し付けを受けることができることとしております。

東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸付が認められた経緯があることから、住民の生活再建を第一に考え判断したものであります。

保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合、災害援護資金の償還に係る3年間の措置期間経過後、利子を付すこととしております。

その利率を現行の年3%から年1.5%に引き下げるものであります。

経済情勢の変化による市中金利の状況及び東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率が1.5%であったことを鑑み、引き下げるものであります。

続いて、条例第15条において、現行の災害援護資金の償還方法である年賦償還、半年賦償還に加えて、月賦償還を追加するものであります。

これは平成30年、地方分権改革に関する提案募集で提案されたもので、住民にとって有益であると判断したものであります。

この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点だけ教えてください。

改正の趣旨、内容等については分かりました。

ただ、市町村の政策判断に基づきということ、本村の条例もそれぞれ改正しているのかなというふうに思いますが、これは国の一つの制度の中で改正されていますので、十勝管内もほぼ同じような改正でないのかなというふうに推測するのですが、そこら辺の管内町村の改正の状況、もし分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 十勝管内の改正状況であります、この改正、資料をつくる前に確認をしたのですが、多くの市町村がこの改正、3月議会で改正、4月1日施行ですので、3月に改正をするという方向で私たちは進めておりますが、他の市町村ではまだこの状況を見て、今後改正をしていこうとしている市町村もあるというふうには聞いております。

また、中身ですが、市町村の判断ということもありますので、私たちは保証人を付けることができるというような判断で今回改正をしておりますが、まだほかの市町村は詳しくは

決まっていないのですが、いろいろ、必ず保証人を付ける、付けなければならないというような、今までと同じような条例で進めていこうというふうに考えているところもあるとは聞いていますが、ほかの市町村の状況は、今のところすべて私の方では分かっておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体分かりましたけども、例えば、現行の3%を1.5%とかという具体的に半減した部分ありますよね。

これらについても何らかの根拠というのかな、その辺に基づいて改正しているかなというふうに思うのですが、その辺の中身はどんなものなののでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 国の方では、ここの利率を3%以内で各市町村で判断をするということになっております。

先ほどもご説明しましたが、東日本大震災時の特例で、災害援護資金の貸付利率を1.5%に設定をして対応したというのがありますので、それを参考にしてこの率を設定しております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

質疑を終わらせていただきます。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第2号、中札内村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第3号 債権の放棄について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第3号、債券の放棄についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村水道給水条例に基づく簡易水道料金について、債務者が自己破産の免責決定を受け、徴収が不可能であることから、この債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、成沢施設課長、お願いします。

○施設課長（成沢雄治君） それでは補足説明を申し上げます。

黒ナンバー８番、議案書の１６ページをご覧ください。

自治体における債権の管理につきましては、公債権と私債権とに区分され、下水道使用料金などは公債権に当たり、水道使用料金は民法上の定めにより私債権とされております。

公債権に係る時効につきましては、原則５年間で時効となり、債券が消滅することになりますが、私債権については民法などの規定が適用され、時効が確定するには債権者の時効の援用、いわゆる時効を確定される意思表示が必要となります。

また、この時効の利益を放棄することはできないと位置付けされております。

今回の事案につきましては、私債権とされる平成２８年１１月分の水道料金で、平成３１年１月１７日付で釧路地方裁判所帯広支部において、免責許可が決定され、徴収が不可能となったことから、地方自治法第９６条第１項第１０号に定める法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することの規定による、私債権である水道料金の債権を放棄するため、議会の議決をいただくものでございます。

放棄する金額等につきましては、議案のとおりとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。

議案第３号に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第３号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、討論を終わります。

議案第３号、債権の放棄についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第４号 平成３０年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第１６ 議案第５号 平成３０年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第１７ 議案第６号 平成３０年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第１８ 議案第７号 平成３０年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第１９ 議案第８号 平成３０年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第２０ 議案第９号 平成３０年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第15、議案第4号から、日程第20、議案第9号までの平成30年度中札内村各会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案趣旨について説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億851万4,000円を追加し、総額を53億9,700万円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1,563万3,000円を減額し、総額を4億4,446万5,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ15万9,000円を減額し、総額を2億7,700万8,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ112万6,000円を追加し、総額を6,834万7,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ235万6,000円を追加し、総額を1億2,538万7,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ71万4,000円を減額し、総額を1億8,659万8,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番をご用意いたします。

はじめに、各施設管理において共通する事項について説明を申し上げます。

本年度は、燃料価格の高騰のため、役場庁舎、各保育園、文化センター、各学校など、燃料費、指定管理施設の交流の杜、上札内交流館の燃料に係る委託料の追加があります。

当初予算は、A重油であれば70円ほどの単価でしたが、現在は90円ほどになっており、合計の補正額は14施設で938万円余りの追加となっております。

次に、ふるさと納税に伴う各基金の積み立ての追加であります。

2月末現在で、4,700万円を超える寄付がありました。

寄付者からの意向に基づき、豊かな環境等創成基金、福祉基金、文化振興基金など7基金にそれぞれ追加して積み立てを行っております。

それでは、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源について、併せて説明を申し上げます。

歳入では、同様の説明を省略させていただきます。

また、概ね100万円以上の増額補正、減額補正について説明を申し上げますが、委託料、

工事請負費、備品購入費の減額については、１００万円以上であっても、入札等の執行及び契約金額の確定による補正の理由である場合については割愛させていただきます。

３１ページをお開きください。

説明欄上段、積立金、公共施設等整備基金積立４，９９８万５，０００円の追加及び庁舎整備基金積立７，０００万円の追加。

また、別なページになりますが、食と農業農村振興基金積立５，０２９万円の追加があります。

これは本年度の村税の追加、歳出執行残により生じた財源を、将来の公共施設整備などに備えるため、追加を行うものであります。

続きまして、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、説明欄中段、臨時労働保険料１００万２，０００円の減額は、当初予算で見込んだ嘱託職員の人数が下回ったことによるものであります。

説明欄、その下段の郵便料９５万９，０００円の追加は、ふるさと納税の申し込みの増加に伴い、寄付金受領証明書や村からの礼状等、送付する際にかかった郵便料が多くなったことによるものでございます。

続きまして、説明欄、その下段、新庁舎建設実施設計委託５８７万６，０００円の減額は、契約額の確定に伴う執行残であります。

併せて、特定財源として庁舎整備基金繰入金も減額しております。

また、今回、受託業者より業務期間の延長の申し出があり、繰越明許の設定が必要となっておりますので、そのような処置を取っております。

併せて、次に、３２ページをお開きください。

説明欄中段、北海道派遣職員負担金１５６万９，０００円の追加は、防災対策の業務と新庁舎に対する防災の観点から、北海道から当村に職員が派遣されていますが、その職員に係る派遣費用として、管理職手当、勤勉手当、赴任旅費については当村の負担となります。

今回、負担額が確定したことにより追加するものでございます。

３３ページに移ります。

説明欄下段、土地購入費は、分譲宅地買戻し分を見ておりました。

今年度においては、分譲地１区画分を買戻しがありました。

よって、当初予算から１区画分の買い戻した金額を差し引いた１０６万４，０００円を減額いたしました。

３８ページをお開きください。

２項企画費、３目まちづくり推進費、説明欄上段、小規模企業支援補助金は、今年度、新分野進出に対して、１件２００万円交付決定し、交付額の確定のため、１００万円を減額するものです。

併せて、特定財源として、ふるさと活性化基金繰入金を減額しております。

また、事業完了の見込みが翌年度となることから、今補正で繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、４３ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、説明欄中段、恵津美ハイツ改修事業費補助金３５８万５，０００円の減額は、恵津美ハイツ改修事業において、車椅子浴槽や冷房設備など業務内容を見直すとともに、補助金金額が確定したことによるものでございます。

なお、特定財源として、社会福祉基金繰入も３６０万円減額しております。

次に、４６ページをお開きください。

４目障害者福祉費、説明欄下段、介護給付費９０万２，０００円の追加は、インフルエンザの流行でショートステイ利用回数が減少したため、居宅介護が増えたことによるものです。

次に、４８ページをお開きください。

６目社会福祉医療費、説明欄上段の重度心身障害者医療費については、医療費の減少が見込まれることにより、１４７万３，０００円を減額いたします。

特定財源の道補助金についても減額しております。

次に、５０ページをお開きください。

２項及び１目児童福祉費、説明欄上段、児童手当４０２万円の減額は、当初予算で見込んだ人数より支給対象児童数が減少したことによるものであります。

特定財源として、国及び道の負担金も減額しております。

次に、５１ページに移ります。

３目中札内保育園費、説明欄上段、保育士賃金１，０３６万５，０００円の減額は、年間を通して嘱託職員を公募していましたが応募がなく、採用できなかったため、嘱託職員４名に係る人件費を減額しております。

次に、５２ページをお開きください。

４目上札内保育園費、説明欄中段、保育士代替賃金１２６万２，０００円の減額は、土曜保育の希望者がいなかったことや、保育補助者の応募がなく、採用ができなかったことによるものでございます。

次に、５４ページをお開きください。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目環境衛生費、説明欄上段、鳥獣駆除賃金１４１万３，０００円の減額及び同ページ下段、カラス・キツネ駆除補助金９８万４，０００円の減額は、道内で狩猟中に誤射による事故が発生し、北海道猟友会から、狩猟の自粛要請があったため、当村においても自粛を行ったことによる減額であります。

次に、５７ページをお開きください。

５目予防費、説明欄下段、予防接種業務委託１３５万８，０００円の減額は、四種混合、水疱瘡、日本脳炎の今年度における予防接種者の見込みに合わせて減額するものであります。

次に、５９ページをお開きください。

７目合併処理浄化槽事業費、説明欄上段、合併浄化槽設置補助金１０５万円の減額は、合併処理浄化槽の設置が当初予算４基の設置に対して、３基の設置実績となったことによるものでございます。

併せて、特定財源の国庫補助金も減額しております。

次に、６３ページをお開きください。

６款農林業費、２項農業費、１目農業振興推進費、説明欄中段、新元気な畑づくり事業補助金は、助成額確定のため、２９１万８，０００円を減額いたします。

併せて、特定財源として、食と農業農村振興基金繰入金も減額しております。

今年度は、客土９件、石礫除去１５件、苗木購入１件に対して助成をいたしております。

次に、６４ページをお開きください。

２目農業振興事業費、説明欄下段、産地パワーアップ事業補助金８，４６０万円の追加は、

国の平成30年度補正予算に伴い追加するものでございます。

事業内容については、ポテトプランナー17台、ポテトハーベスター11台、自動操舵システム10台など機械導入費の2分の1の助成で、特定財源として、同額、北海道補助金を追加しております。

併せて、翌年度の導入となることから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、同ページ、4目土地改良事業費、説明欄下段、道営農道整備特別対策事業中島地区負担金110万円の減額については、本事業費の負担額確定によるものでございます。

次に、66ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄中段、牧場管理委託4,943万3,000円の減額は、牧場管理の指定管理者の変更に伴う指定管理委託料の精算によるものでございます。

次に、67ページに移ります。

4項林業費、3目村有林管理費、説明欄下段、村有林整備工事380万5,000円の減額は、北海道から補助金割当額に合わせて、今年度の当村の間伐面積を縮小したものでございます。

特定財源として、同補助金も減額いたします。

次に、68ページをお開きください。

7款1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、まちなかにぎわいづくり事業補助金の減額は、今年度においては、新規店舗施設整備事業に対して、2件の交付決定をしており、交付額の確定のため、362万1,000円を減額するものです。

併せて、1件の交付決定者について、事業完了の見込みが翌年度となることから、500万円を繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、73ページをお開きください。

8款土木費、5項住宅費、1目建築総務費、説明欄、定住促進補助金426万3,000円の減額は、今年度における申請者数が確定したため、減額するものでございます。

次に、75ページをお開きください。

4目公営住宅建設費、説明欄、公営住宅改修工事884万5,000円の減額は、工事の完了に伴う執行残であります。

併せて、特定財源として、国からの交付金及び地方債を減額しております。

次にその下段、移転補償費96万9,000円の減額は、今年度における移転対象者数が確定したことによるものでございます。

次に、77ページをお開きください。

9款1項消防費、3目非常備消防費、説明欄下段、消防自動車の購入72万9,000円の減額は、納入完了に伴うものであります。

特定財源として地方債を減額しております。

次に、78ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄下段、通学費等助成事業補助金は、本年度における通学費等の助成額が確定したため、実績により198万円を減額します。

次に、79ページに移ります。

説明欄上段、永井明奨学金貸付金についても、今年度における貸付金が確定したため、実績による196万円減額します。

特定財源として、基金繰入金を同額減額いたします。

次に、81ページをお開きください。

2 項学校給食共同調理場費、2 目業務費、説明欄下段、調理員賃金 2 1 4 万円の減額は、嘱託職員の調理員が年度途中で退職したことや、代替調理員の採用ができなかったことによるものであります。

次に、8 7 ページをお開きください。

5 項社会教育費、2 目施設管理費、説明欄上段、多目的運動施設整備工事 6 9 万 2, 0 0 0 円の減額は、工事完了に伴う執行残であります。

併せて、特定財源として、交付決定を受けた道の地域づくり総合交付金を追加し、その追加による予定していた地方債を減額して調整しております。

次に、8 8 ページをお開きください。

5 項社会教育費、3 目社会教育振興費、説明欄、文化振興奨励事業補助金は、アート事業における出演料の減や、団体への補助金が減額になったため、3 5 0 万円を減額するものであります。

併せて、特定財源として文化振興基金を減額しております。

次に、9 0 ページをお開きください。

1 2 款公債費の長期債償還の元金及び利子の減額は、借入金及び借入利率確定に伴う減額となります。

次に、9 1 ページに移ります。

1 3 款諸支出金、特別会計繰入金であります。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道の 4 会計合わせて 1, 4 8 6 万 1, 0 0 0 円を減額しております。

次に、9 3 ページをお開きください。

給与費明細書ですが、一般職の表、給与費の給料の比較で、9 6 万 8, 0 0 0 円の減額は、職員の病気休職によるものです。

職員手当の内訳の左から 3 項目目、時間外勤務手当の欄でございます。

比較の欄で、1 5 2 万 9, 0 0 0 円の減額となっておりますが、3 月分までの支給を見込み、減額するものでございます。

その他減額は、扶養等の異動によるものでございます。

次に、戻っていただきまして、1 2 ページをお開きください。

歳入についてご説明を申し上げます。

はじめに、1 款村税で、1 項村民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、4 項たばこ税については、現在の賦課及び収納率を見込み、それぞれ追加するものでございます。

現年度の収納率は、個人住民税を 9 9. 3 %、固定資産税を 9 9. 8 %で見込んでおります。

次に、9 款地方交付税、普通交付税は、交付額の確定によるもので、1, 8 0 6 万 1, 0 0 0 円を追加するものでございます。

次に、1 4 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、牧場使用料 8 0 4 万 3, 0 0 0 円の減額は、預託頭数の減少に伴うものでございます。

5 目土木使用料、村営住宅使用料 2 3 5 万 8, 0 0 0 円の追加は、家賃の確定によるものです。

公営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて変わりますが、平成 3 0 年度は増加となっております。

次に、2 2 ページをお開きください。

5目商工観光費補助金、2節自然環境整備事業補助金140万6,000円の追加は、札内川園地のフェンスに係る補助金で、交付額確定によるものでございます。

次に、24ページをお開きください。

15款財産収入、2項財産売払収入、2節の動産売払収入、立木売払は、間伐材積の増により、129万1,000円を追加しております。

7ページにお戻りください。

7ページの第2表繰越明許費は、先ほど説明いたしました新庁舎建設実施設計委託、小規模企業支援事業、産地パワーアップ事業補助金、まちなかにぎわいづくり事業の4事業になります。

8ページに移ります。

第3表債務負担行為の補正は、新年度から中札内交流の杜指定管理業務委託に対して、5年間の限度額を1億4,464万6,000円として債務負担行為を行うとするものでございます。

31年度から契約を行うことから、今回、提案しているものでございます。

その下段、4事業の償還金は、契約額確定に伴い変更するものでございます。

9ページをお開きください。

第4表地方債補正ですが、4事業債について、それぞれ借入額に合わせて限度額を減額変更しているものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、坂村住民課長、お願いします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、私の方から国民健康保険特別会計補正予算及び後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、国民健康保険特別会計補正予算書10ページをお開きください。

まず最初に、歳出になります。

10ページ下段、2款保険給付費、説明欄上段、一般被保険者療養給付費656万4,000円の減額、中段、退職被保険者等療養給付費238万4,000円の減額、下段、退職被保険者等療養費10万円の減額は、いずれも12月診療分までの医療費の支出状況を勘案し、減額するものであります。

次に、11ページ、下段、説明欄、一般被保険者高額療養費234万2,000円の減額、その下段、退職被保険者高額療養費70万円の減額ですが、これは当初見込んだよりも減少して推移していることから、減額しようとするものであります。

続いて、12ページ。

上段、説明欄の出産育児費168万円の減額ですが、支出済の2件と今後の見込みを除き減額しようとするものであります。

下段、説明欄、葬祭費3万円の追加ですが、今後の支出を見込んで増額しようとするものであります。

次に、15ページをお開きください。

6款保険事業費、中段、説明欄、特定健康診査等事業138万3,000円の減額ですが、内臓脂肪症候群予防のための特定健診、40歳未満を対象とした健診、特定保健指導や生活習慣病予防事業で行われる血液検査の受診率が見込みより低かったことによる委託料の減額が主なものになります。

続いて、16ページをお開きください。

9 款諸支出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金 2 1 万 2, 0 0 0 円の追加ですが、平成 2 9 年度の拠出額が確定したことから追加するものであります。

次に、戻っていただいて 6 ページをお開きください。

歳入になります。

1 款国民健康保険税、1 目一般被保険者分 7 5 1 万 6, 0 0 0 円の減額ですが、これは被保険者の減少によるものが主な要因であります。

平成 3 1 年 1 月末の被保険者数は、5 7 0 世帯 1, 0 5 6 人となっていますが、昨年度の同時期と比べ、2 2 世帯 9 6 人の減少となっており、特にこのうちの 6 割ほどが賦課限度額を超える世帯となっているため、当初予算より税収が下回ることが見込まれることから減額しようとするものであります。

続いて、その下、7 ページになります。

上段、2 款道支出金、説明欄、保険給付費等交付金の普通交付金ですが、これは市町村の保険給付の実績に応じ、同額を交付されるもので、歳出でご説明したとおり、保険給付費が見込みより少なかったことによるもので、歳出の保険給付費と同額の 1, 3 8 7 万 6, 0 0 0 円を減額するものであります。

次に、最下段、4 款繰入金、一般会計繰入金、説明欄、事務費負担分 4 9 万 5, 0 0 0 円の減額及び出産育児一時金分 1 1 2 万円の減額は、支出減によるもので、次の財政安定化支援事業、1 6 万 6, 0 0 0 円の減額は、交付額の確定によるものであります。

次に、その下段、保険基盤安定繰入金軽減分 6 3 万 2, 0 0 0 円の追加、その下、支援分 5 6 万 4, 0 0 0 円の追加は、額の確定によるものであります。

次に、8 ページをお開きください。

上から 3 段目、5 款繰越金は、平成 2 9 年度決算額の残額 1 4 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、その上の 4 款繰入金、基金繰入金ですが、国民健康保険税の減収に伴う財源不足分を補うとともに、財源調整を行い、1 6 3 万 9, 0 0 0 円を国保基金から取り崩すものであります。

続いて、黒ナンバー 1 3 番、後期高齢者医療特別会計補正予算、6 ページをお開きください。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料ですが、直近の調停額より推計し、年金からの特別徴収保険料については、1 6 6 万 8, 0 0 0 円、普通徴収保険料については、7 7 万 5, 0 0 0 円を追加しようとするものであります。

次に、2 款繰入金、1 目一般会計繰入金、上段の事務費繰入金 1 2 4 万 1, 0 0 0 円の減額及び中段、保険基盤安定繰入金 5 8 万円の減額は、額の確定によるものであり、下段、健康診査受託事業繰入金 1 7 万 6, 0 0 0 円の減額は、受診者数の減によるものであります。

その下、3 款繰越金 6 8 万円の追加は、2 9 年度決算額の確定に伴うものであります。

次に、その下、7 ページをお開きください。

歳出ですが、上段、1 款総務費、2 目健康診査事業費 4 4 万円の減額は、受診者数が見込みより少なかったことによるものであります。

下段、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険料等負担金 1 8 6 万 2, 0 0 0 円の追加は、広域連合に納付すべき保険料が増加したことによるものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、黒ナンバー 1 2 番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、予算書の 6 ページをお開きください。

まず、歳入の方から説明させていただきます。

上段、1款、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、現年度分81万7,000円の減額は、被保険者である65歳以上の人口動態などにより、現年度分の介護保険料収入見込額として減額するものであります。

ページ下段、3款国庫支出金、以下、7ページの4款道支出金、5款支払基金交付金は、それぞれ課目ごとの補正額に増減がありますが、後で説明いたします歳出側の介護給付費、地域支援事業費などをそれぞれルールに基づく負担割合で調整を行い、年度内における最終的な収入見込額として補正を行うものであります。

なお、6ページ下段の2項国庫補助金システム改修補助金は、今年度の介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金として83万円を。

その下、保険者機能強化推進交付金は、地域内における高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みに対する交付金として20万5,000円が交付されるもので、それぞれ新たに歳入予算として追加するものであります。

次に、8ページをお開きください。

上段、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金264万6,000円の減額は、説明欄上段の介護給付費繰入金、現年度分49万9,000円の増額以下につきまして、目的別に一般会計からの繰入額を調整するものであります。

次に、9ページ、歳出にお移りください。

今回の補正に伴う収入の財源調整額につきましても、補足を若干加えて説明させていただきます。

ページ下段、1款総務費、3項、1目介護認定審査会費、説明欄、南十勝介護認定審査会負担金37万5,000円の減額は、南十勝4町村で共同設置する審査会の負担額について、今年度の決算見込みと前年度の精算により余剰額が発生するため、減額を行うものです。

続いて、10ページをお開きください。

上段、2款保険給付費、1項、1目介護サービス等諸費、19節779万8,000円の増額は、右側説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービスではホームヘルプサービス並びにショートステイの利用増とデイサービスの利用者増加などにより、941万6,000円を追加するほか、介護予防サービスでは、要支援判定を受けた方の訪問リハビリ並びに福祉用具の貸与などの利用増加により、86万2,000円を増額しています。

一方、施設介護サービスでは、老人保健施設の入所者減少により、248万円を減額いたします。

この財源につきましては、ページ中列、国庫支出金の合計額で261万円、道支出金で50万円余りのほか、起債による財源調整を行っております。

次に、11ページをお開きください。

ページ下段、2款保険給付費、2項、1目高額介護サービス等諸費113万6,000円の減額並びに13ページ、ちょっと飛びますけども、4項、1目特定入所者介護サービス等諸費の265万円の減額は、それぞれ今年度の執行見込による余剰相当額として減額するものであります。

この財源につきましても、それぞれページ中列に記載する国庫支出金以下により、収入側の調整を行っております。

最後になります。

ページが飛びますが、18ページをお開きください。

ページ下段、5款基金積立金、1項、1目介護保険事業基金積立金、25節272万1,000円の減額は、介護給付費の増額に伴い、収入予算で賄えきれない会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、成沢施設課長、お願いします。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

黒ナンバー14番、簡易水道事業特別会計補正予算書の6ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、1款分担金及び負担金の共同施設維持管理費負担金は、南札内浄水場共同施設維持管理費の作業賃金等の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額するものでございます。

2款使用料及び手数料の水道使用料250万4,000円の追加は、主に大口使用者の使用量増によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

歳出ですが、右説明欄中段、一般経費の18節備品購入費30万6,000円の減額は、水道メーター購入時の単価契約によるものでございます。

その下、簡易水道事業基金費、簡易水道事業基金積立は、余剰金見込増により財源調整として、316万円を追加するものでございます。

続きまして、黒ナンバー15番、公共下水道特別会計補正予算の7ページをお開き願います。

歳出の主なものですが、2款使用料及び手数料の下水道使用料585万3,000円の追加は、大口使用者の使用水量増によるものでございます。

その下段、3款国庫支出金の下水道国庫補助金394万8,000円の追加は、当初予算額から補助金額の内示により、12月補正で減額しておりましたが、北海道全体の補助金額の調整により、追加内示があったことから、増額するものでございます。

その下段、4款繰入金の一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整で、902万円を減額するものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

7款村債の水道事業債160万円の減額は、先ほど説明しました国庫補助金の増額により、事業債を減額するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳出ですが、1款総務費の総体減額は、主に工事請負費の執行残によるものでございます。

その下段、2款浄化センター維持管理費の減額は、委託料の執行見込によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これですべての提案理由の説明が終わりました。

区切りがいいですので、質疑は休憩の後、させていただきたいと思います。

10分まで休憩をいたします。

休憩	午後	1時56分
再開	午後	2時09分

○議長（高橋和雄君） 皆さん集まりましたので、引き続き会議を開きたいと思います。

平成30年度中札内村各会計補正予算についての提案説明が終わりました。

この後、質疑を受けたいと思います。

6件を一括して質疑を行います。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 歳入の方でお聞きします。

12ページの村税の方で、法人税ですね。

これがかなり予算の段階から見ると大幅に増えていると、5割増し以上ぐらいに増えているのですが、その大きな要因といいたいまいしょうか、こういった業種あたりの法人税が増えているのか。

それをちょっと説明願いたいと思います。

それと14ページの札内川地区の灌漑用水施設の受益者負担金なのですが、これが三角の27万5,000円ということなのですが、大体この畑かんの灌漑用水あたりの収入というのは、大体立っている本数分かるので、大体当初で計画立てれると思うのですが、これが27万5,000円の減額ということになっていますので、途中で何か営農を中止された方がいるのか。

そういったことでこれが減額になっているのか。

そこをちょっと説明願いたいと思います。

それともう1点は、26ページの諸収入のところ、下段のところ、保育所の広域入所受託事業収入80万6,000円とあるのですが、これのちょっと内訳といいたいまいしょうか、多分子どもを産むときに親のところに帰ってきて、産後過ごしているとか、そういうときのための上の子あたりの保育の入園のことかなというふうに思うのですが、それ以外に違った方の収入というものもあるのかどうか。

そこを説明をいただければと思います。

その3点お願いします。

○議長（高橋和雄君） 1議員、質問3問までですので、それ考えて質問をしていただければというふうに思います。

坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 歳入、12ページの法人村民税の増額ですが、法人住民税、それぞれの事業所、会計年度によって納めていただく年度が変わってきます。

会社によってはその年大きな利益が上がった、または利益が上がった分を設備投資に回すということで、それぞれ申告をいただくまで、法人住民税、こちらの方で幾らというのがなかなか見込めません。

今年度、農業団体の方で、今後納めていただける予定になっている法人住民税が2,000万円近く。

その他の企業の方で600万円ほど見込まれるということで、2,613万7,000円の増額となっております。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 灌漑用水の受益者負担金でございますけれども、多目的給水栓の利用者の負担金ということでございます。

当初、134件を見込んでおりましたが、営農等の中止により129件の実績ということで減額となっております。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 広域入所の関係ですけれども、先ほど宮部議員おっしゃられたとおりで、1名が上士幌町から里帰り出産ということで、うちの保育園で受けております。

あと、帯広市、お住まいが幸福近辺の方で、近場に保育園がないという相談があって、その1名の方を中札内の保育園で受け入れしています。

そのほか、今現在、中札内に住所を置かれている方で、今後、音更町に転出されるという方がおりまして、一応年度内、期間限定して、家を建てるまでの間ですか、数箇月ですけれども、お二人を中札内の保育園で受けております。

なので、年度中においては4名の児童を受けているということになります。

ただし、月はそれぞれまちまちになります。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 最初の法人税の方ですけれども、農業関係で2,000万円ほどの増というようなお話をされたのですけれども、その中でもやっぱり、酪農ですとか畑作ですとか、酪農あたりのそういった税収の伸びが多いのか。

それにはまた農協あたりも入っているのか。

その辺のこと分ければ。

問題がなければお願いします。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） ご説明をした農業関係団体、農協もこの額の中に含まれるということでもあります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは質問させていただきます。

まず、43ページの民生費の中で、国民健康保険基盤安定繰出費ということで、繰出金として保険基盤安定基盤軽減分で63万2,000円と、支援分で56万4,000円が出ていまして、その合計が119万6,000円とありますけれども、これは今回の国保税に対して、これが道の会計になったことによる影響で、このような金額が払うようになったのか。

そこら辺の関係がちょっと私、分かりにくいので、この関係がどうであるのかということをお教えいただければと思います。

それと、79ページの教育費なのですけれども、通学費等助成事業補助金の中で、貸付金で当初予定よりもすごく大きな減額となっておりますけれども、今回はこの事業は新しく新設された事業なので、どういう内容でこのような減額が多かったのか。

また、利用されたのは18万円ぐらいの利用しかないのかなと思って計算してみましたら、そういう金額になるのですけれども、どういう内容で費用が出たのか。

それについてちょっと内容が分ければ教えていただければと思います。

その次に、89ページの中札内交流の杜管理委託費が141万9,000円増額されていますけれども、その増額された理由ですね。

それについてご説明いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 43ページ、国民健康保険基盤安定繰出金の件であります。

これは制度改正とは全く関係なく、以前からあるもので、いわゆる国保の軽減措置を行った場合に、当然減収になりますので、その分の補てんをするのが、この軽減分、道が4分の3、村が4分の1ということになりますので、村の繰り出しで、44ページ、保険基盤安定の支援分は、この軽減世帯の被保険者数に応じて一定割合を助成するという事になっております。

これは国が2分の1、道が4分の1、村が4分の1となっております。

村の持出分になります。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） それでは通学費等助成事業の補助金について、ご説明申し上げます。

当初予算につきましては、12人を想定して260万円。

そして実績につきましては、一人で18万円です。

内容につきましては、下宿に対する助成、上限の1万5,000円掛ける12月分になります。

今回、12人想定したところ1名だったという要因ですけども、基準といたしまして、準要保護世帯の方を対象に交付しております。

今回、準要保護世帯対象となる方が少なかったのが一つの要因ですけども、また、その方々が助成している町、大樹への通学が多かったこともあります。

その要因がございましたから、今回は1名だけの支出になりました。

また、帯広市内の高校に通われた準要保護世帯の生徒もいらっしゃるのですが、その方は通学という形でなくて、実家ですか、そのような形で通学をしておりますので、対象者が見込みより減ったということになります。

次に、89ページの交流の杜の141万9,000円の増額についてですけども、これにつきましては、委託料の中に燃料高騰代が含まれております。

当初の総務課長の説明の中で、直接需用費の燃料代と委託の中に含んでいるものがございます。

このような交流の杜のほかに、上札内交流館等も委託の中に入っておりますので、この委託費が膨らんだのは、その燃料費の高騰になってございます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 説明を受けましたので分かりますけれども、たまたま交流の杜の場合、燃料代も含ませた委託料が含まったということで分かったのですが、たまたま七色献立事業の中で、交流の杜がたまたま開放されたと思うのですよね。

そのときのこの交流の杜に対する委託料というのは発生しなかったのでしょうか。

1月ごろから交流の杜が廊下ですとかいろいろな場所を歩くような形で開放されていたと思うのですが、それに対する委託料ではなかったのかなと思ったのですが、全くそれは含まれていないということですね。

例えば、36ページで、たくさんの説明されたので、どこでどうやって説明されたかがちょっと分かりにくくなったので、質問も整理がつかなくて申しわけありません。

36ページの負担金補助及び交付金ということで、行政区に交付金しておりますけれども、その内容についてと、あと、55ページで診療所の修繕料として35万7,000円が発生しております。

その内容ですね。

その追加、お願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） それでは七色献立を活用した交流の杜の利用ですけども、それにつきましては、結論から言いますと、委託料の中には含んでおりません。

冬期間の歩く運動を積極的にやってもらいたい考え方から、交流の杜を開放いたしました。

ただ、1日ずっと開放するのではなくて、土日は合宿等行事入りますので、土日以外、平日の午前中、休館日を除いてという形で開放しております。

委託料は取っておりません。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 36ページの行政区交付金の増と、17万8,000円の増ということなのですが、今年度、行政区における特別活動、いわゆる学習とか実践活動、もしくは福祉教育の活動、あと、高齢者向けの活動と。

こういった活動に取り組む行政区が多かったということで、当初予算の見込みより多かったということもあって、今回17万8,000円を増額しております。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 55ページ、診療所管理費、修繕費の内訳ですが、診療所のボイラー、これの油面計が故障したことによって、その交換修繕であります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 1点お聞きしたいと思います。

54ページの環境衛生費、有害鳥獣の駆除対策の件、この書類をいただいたとき見させていただいて、相当全部の項目で減額になっていたのですけれども、先ほど説明をいただきました道内において誤射による死亡事故の発生でこういう形になったということでもありますけれども、この誤射による死亡事故のあと、道関係から出役等々に対しての何か規制みたいなものは、役場に入っておるのでしょうか。

ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 有害鳥獣駆除、猟銃による死亡事故があったということで、村の方に直接通知があるということではなくて、北海道猟友会の帯広支部から中札内の中札内支部に対して、今回のいろいろな事件の経過、それから、今後について、狩猟の自粛を含めて、今後の安全対応について文書で来ているところであります。

これを中札内支部の方にお伝えをして対応をしていただいたということでもあります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） その通知だけでの300万円弱の減、どの項目に対してもそういう形で、今回、駆除対策費が減っておりますけれども、これの村としての対応はそこだけで済んで、支部への対応をお願いしますということだけで済んでいるのか。

それは現状で言えば、何も変わらない状況の、キツネ・カラス等々、ここにある19番のカラス・キツネ駆除助成金、ここも100万円近くの減になっていきますけれども、ここまでも影響しているのか。

それ分かる範囲でお聞きしたいのですけど。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 今回、事故に関して自肅ということで、中札内支部の方では自肅という形でやっていただいていたのですが、ここ数年、駆除数が、年によって前後しますが、今年で言えば、駆除数、この自肅に入る前以前も前年に比べて少ない状況にはありました。

特にキツネに関しては、今年、雪が少ないということがあって、スノーモービルが使えず、キツネの駆除はいつもの年に比べてかなり少ない状態であります。

カラス・ドバトも、先ほど説明したように、今年は駆除数が当初から少ない状況にはありましたので、自肅も含めてこのような状況になっていると判断しております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3 番黒田議員。

○3 番（黒田和弘君） それでは何点か質問をさせていただきます。

まず、51 ページの保育所賃金1,000 万円の減額。

当初予算で3,300 万円ほどあったものが、大幅に減額したと。

先ほど補足説明もありました。

嘱託職員を募集したけども、4 名そのものが募集なかったということで減額になったということは分かるのですが、保育業務するのに、こういった嘱託職員4 名が応募ないということで、普通から考えると結構支障をきたしているのかなというふうに推測するのですが、ちょっと思うには、一般職員を採用する中で対応をしているのか。果たしてどういう保育所の適正な運営をされているのかということでもちょっと思いますので、そこら辺の業務について説明をいただきたいというふうに思います。

それと、71 ページの道路維持委託200 万円の減額です。

これも当初3,500 万円ほど組んでいたものを、大きく200 万円ということで、これも確定によって減額ということですが、これから道路維持補修をすると云ったって雪で凍結してなかなかできなかったのかなというふうに思うのですが、私が思うのは、前の議会でもちょっと質問させていただきましたが、市街の舗装あたりはかなり亀裂が入っているだとか、おうとつがあるだとかいろいろあると思うのですね。

そういう状況がある中で200 万円の金銭的なものが減額されているということは、どういうふうに把握をして、計画的な執行をやって、道路維持委託ということでやっているのかなというふうに考えるものですから、そこら辺の考え方。

31 年度の予算の審議も始まりますが、その中でもかなり道路維持補修費を計上しているわけなのですが、私としては、200 万円大きく残さないで、やはり市街地の道路の亀裂等々があちこち目立ちますので、ぜひ実施をすべきでないのかなというふうにちょっと疑問に思うものですから、質問をさせていただきました。

それと、74 ページの村営住宅管理費賃金60 万円の減ということですが。

ちょっと調べてみますと、当初90 万円ほど組んでいたものが、ほとんど賃金として減額をしたと。

これも果たして、村営住宅、適正な管理運営されているのかなというふうに思います。

職員もおられますから、職員の方で対応しているのかなというふうに思うのですが、当初はやはり職員では足りないので、それらの要望に応えるために賃金が必要だとして計上したものが、ほとんど減額されているということは、先ほども言いましたとおり、適正な管理運営が本当にされているのかなということがちょっと心配ですので、お聞きをいたしまし

た。

以上、3点について説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 51ページの保育士賃金の関係です。

年度内において、離職ですとか採用の出入り、若干ありましたが、概ね年間通して4人の欠員が恒常的にあったというのが本当の理由です。

議員の方おっしゃれましたが、募集をかけても応募がなかったということで、その際の対応、うまくできているかというご質問だったかと思いますが、できる限り園児に影響のないように、正職はもちろんですけれども、嘱託も今いる中で、できるだけまんどに働いていただくプラス、パート職員、こちらの方をできる限り多く出勤いただいて対応をしてきております。

なお、同ページ、51ページの下段の方にありますけれども、そういう事態でありますので、今回、時間外手当ということで60万円程度補正をさせていただいているのも、そういう対応に当たったためのものというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、1点目の道路維持費の200万円の減額についてですが、まず、当初にときわ野の分譲地の取付道路、住宅が建つと取付道路を工事しますので、そういった分で、当初4件見込んでいましたが、実は1カ所しか申請が今回なかったということで、120万円から30万円程度、その分予定していたものが、まず1点減額になったものと、当初予算で大雨対策として50万円程度予定をしておりましたが、30年度にそういう状況が起きなかったということで、これから発生するということとはちょっと考えづらいのと、今後、雨等の対策については、除雪費の対応でできるということですので、そういった分が全体的の減額になって200万円程度減額ということになります。

2点目の公営住宅の賃金の減額60万円でございますが、1点目は除雪対策費として54万6,000円、当初組んでおりましたが、今年の状況から、空き住宅の除雪にそれほど賃金を使わなくてよかったという状況で40万円の減額と、あと、公営住宅の入退去に伴って、清掃を就労センターの方をお願いをしているわけですが、30年度につきましては、入退去の状況が多くなかったということで、当初20万円予定していたものを15万落とすというような形で60万円程度、今回落とすような状況になってございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そうしますと、その村営住宅の賃金の関係、60万円の減額のことについては分かりましたが、一番気にしていた入居者のそういった修繕等々の要望ですね、それらについてはきちっと応えられているという、そういう解釈でいいのかどうか、心配だったものですから質問したのですが、その辺の説明と、さらには道路維持の関係も200万円を落とした理由は分かるのですが、私が言っていた村道自体、かなり亀裂が入って雨水が入って、さらに凍結をしてさらに破損をしていくという実態があちこちにまだ見えるものですから、そこら辺については、当初計画どおり行政執行がされたという解釈でいいのかどうか。

そこら辺を答えていただきたいというふうに思います。

もう1点は、国民健康保険特別会計の方ですが、冒頭話ありましたとおり、被保険者数が、12月時点かな、22世帯、前年度から比べて減って、さらに人数が96人減ったと。

これらについては限度額の対象者がほとんどだということで減額が多くなったということ

という説明ですが、総じて中札内を考えると、農家世帯辺りが何か特な要因があった形でこれだけ減になったということが別な機会にちょっと話も聞いたことあるのですが、ここら辺の農家がこぞって国保から抜けるという実態、特な理由等々があるのだと思うのですね。

そこら辺はどういった要因があるのか。

分かりやすく教えていただきたいというふうに思います。

以上、お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、1点目の入居者に対する対応ということでございますが、入居者に対するものについては、賃金ではなく修繕の方で、いろいろあるものについては即時対応をするような形で即時対応を行っている状況でございます。

道路のクラック等の箇所については、かなりの箇所があるということを承知しておりますが、単年度の予算の中では全部できるものとはちょっと考えていないのですが、今年度におけます作業については、今年度の予算の中で対応できたと。

ただ、今議員おっしゃるように、かなりの箇所が悪いということで、この部分については、数年をかけるということで、31年から整備をしていくということで新年度予算に盛り込んでいるところでございます。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 国民健康保険特別会計の方です。

国保税、国保から社保へ移行した方が、30年度多かったということなのですが、その要因なのですが、ほとんど農家の方の法人になります。

国の方では、農林水産省が農業経営法人化支援相互事業等々で農家の方たちの法人化というのを勧めているところではあります。

今回、中札内村で言えば、すでにもう法人化をされていたのですが、その時点で社保に移ってなくて、30年度に国保から社保に移った方が多くいらっしゃったということでもあります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 実態については分かりました。

以前にも農家法人がありましたけども、国保に加入したということです。

そうすると、今度のそういう指導というか、状況で、法人化されている農家については、国保に留まったらだめだよと、社保に全部移りなさいという指導なのか。

そこら辺はそれぞれの農家の判断で、国保税の方が高いからこっち移るとか、国保税の方が安いから留まるとかという、そこら辺の指導の基本的な考え方というのかな、そんなものがちょっと分からないものですから聞くのですけども、どのような規制というかルールというか、その辺はどうなったのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 農家の方が法人化していく。

この中身に関しては、私の担当の方では中は特に存じ上げておりませんので。

今後、こういうことが起こる可能性もないわけではないので、税の担当としては、国保の担当としては、このところを、今後ちょっと研究していきたいなというふうに思っているところでもあります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） もう1点だけお伺いしておきます。

14ページの牧場使用料の件なのですが、最初に説明の中で、受入頭数の減のため800万円ほど三角ということなのですが、この頭数が減った理由ですね。

さっき執行報告の方でもちょっとあったのですが、旧牛舎の連動スタンションの工事が結構遅くまでかかったということもあって、受入頭数が増やせなかったのか。

それとも、酪農家の皆さん方が預けていただけなかったのか。

その辺の頭数減となった理由を伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 大規模草地育成牧場の使用料の減、利用料の減の要因なのですが、一番の大きな要因につきましては、夏季の放牧に係る利用料の減というのが大きくなっています。

当初予算では、月大体1,000頭、これまで大体1,000頭、若干下回るか1,000頭ぐらいということで利用されていたのですが、平成30年の夏季放牧につきましては、大体約850頭程度でちょっと推移したということがございました。

結果的に、夏期の放牧料の減分が結果的に利用料の減の要因になっているということです。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 先ほど、黒田議員の質問の中で、国保のことについて質疑があったかと思いますが、私もちょっと懸念する部分があるのでご質問したいのですが、国保会計で、国保から社会保険の方に移行していくと、段々国保会計が厳しくなるというように私思っていて、道からの軽減措置はありますけれども、この会計が段々厳しくなるという方向に対して、村としてはどのような形でそれを解決するとか、しようとしているのかという、ちょっとそこら辺の方向性をちょっとお聞きできればと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほど、坂村課長の方からも答弁ありましたが、現実的に国保から社会保険に移行していく方々がどの程度あるだろうということが、元々推計としてあったかということなのです。広域化の制度を立ち上げるときに。

これがもし推測されていれば、当然国保の被保険者数は、制度化、国保の広域化が行われた以降もどんどん減っていくという可能性はあるよと。

それは地域によって当然違いますけれども、特にこういう農村地域についてはそういうことだというふうに思うわけです。

ただ、そのときにその推計がされていればそれほど大きな影響はもしかしたらなかったのかも分かりませんが、そこまでの推計は恐らくなされていなくて、過去のこれまでの被保数の推移をもとに、以降の推計を恐らく出していたのだと。

思いもよらず、そういった実際に国保から社保へという移動が多く、実際ありましたので、3年に1回国保の広域の計画は道でまた立てることになります。

ですから、30、31、32、33からの分は、計画が32年度中に立って、その計画の見直しに基づいて、32年度以降のまた納付金の被保険者数の伸びだとか医療費の伸び減り、そういったものが推計されて納付金が見られるのだろうというふうに思いますので、そういった見直しの段階での変更ということになるかと思っています。

当然、1市町村としてそのことについて、うちについては大きく減っているのですが、その分

の納付金については減額をというような算定は基本的には成り立ちませんので、もう３年に１回のその制度の改正時に道にその要望、実態を伝えて、実際それに基づく納付金の額の算出というのをやってもらうというのが村としてのスタンスではないかなというふうに思っています。

結果的にそれで納付額に満たない額を集めるということになるケースが多く出る可能性もありますけれども、その対応については、今保持している国保の基金を繰入れながら、その部分を補てんして、一気にその分が保険税として住民に影響を与えないような措置はしていく必要があるかなとは思っています。

一応３年のその見直しのタイミングが一つのねらい目かなというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

ないようですので、質疑を終わらせてもらってよろしいですか。

それでは質疑を終わらせていただきます。

それぞれ討論を行ってまいりたいと思います。

まず最初に、議案第４号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第４号、平成３０年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第５号、平成３０年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

議案第６号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第６号、平成３０年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第7号、平成30年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第8号、平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第9号、平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りをいたします。

明日5日から7日までの3日間、議事日程の都合により休会し、8日は会議時間を変更し、午後6時から本会議を開きたいと思います。

このことについて異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日5日から7日の3日間は休会し、8日午後6時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時57分